

第54回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

平成25年3月13日(水曜日)

| | | | | |
|-------------------|-----|-----------|-----|---------|
| 出席議員 (17名) | 1番 | 石 堂 基 | 2番 | 新 田 俊 一 |
| | 3番 | 岡 本 義 次 | 4番 | 敏 森 正 勝 |
| | 5番 | 金 谷 英 志 | | |
| | 7番 | 井 上 洋 文 | 8番 | 笹 田 鈴 香 |
| | 9番 | 高 木 照 雄 | 10番 | 山 本 幹 雄 |
| | 11番 | 大 下 吉 三 郎 | 12番 | 岡 本 安 夫 |
| | 13番 | 矢 内 作 夫 | 14番 | 石 黒 永 剛 |
| | 15番 | 山 田 弘 治 | 16番 | 鍋 島 裕 文 |
| | 17番 | 平 岡 き ぬ ゑ | 18番 | 西 岡 正 |
| 欠席議員 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 遅刻議員 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 早退議員 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | |
|-----------------------------|-------------|-----------|---------|---------|
| 事務局出席 職員職氏名 | 議会事務局長 | 船 曳 覚 | 書 記 | 尾 崎 基 彦 |
| | 書 記 | 高 橋 真 弓 | | |
| 説明のため出席 した者の職氏名 (20名) | 町 長 | 庵 途 典 章 | 副 町 長 | 坪 内 頼 男 |
| | 教 育 長 | 勝 山 剛 | 総 務 課 長 | 鎌 井 千 秋 |
| | 企画防災課長 | 平 井 隆 樹 | 税 務 課 長 | 橋 本 公 六 |
| | 住 民 課 長 | 梶 生 隆 弘 | 健康福祉課長 | 森 下 守 |
| | 農林振興課長 | 茅 原 武 | 商工観光課長 | 横 山 芳 己 |
| | 建 設 課 長 | 上 野 耕 作 | 上下水道課長 | 小 林 裕 和 |
| | 生涯学習課長 | 和 田 進 | 天文台公園参事 | 安 本 泰 二 |
| | 上月支所長 | 岩 本 弘 美 | 南光支所長 | 上 谷 和 之 |
| | 三日月支所長 | 塚 崎 康 則 | 会 計 課 長 | 前 澤 敏 美 |
| | 消 防 長 | 敏 蔭 将 弘 | 教 育 課 長 | 坂 本 博 美 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 欠 席 者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 遅 刻 者 (1名) | 上月支所長 | 岩 本 弘 美 | | |
| | | ※午後1時から入場 | | |
| | | | | |
| 早 退 者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 議 事 日 程 | 別 紙 の と お り | | | |

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

今回、54回定例会につきましては、3月4日開会いたしまして、5日、6日と休会中に予算の審議をしていただきました。そして、また、委員会付託につきましても、慎重にご審議をいただいたところであります。本当に、ご苦労さんでありました。

本日は、一般質問を行いますので、よろしくお願いをいたします。

前もって、申し上げておきますが、時間の配分は1時間となっておりますので、町長の答弁を含めて1時間ということでございますので、答弁の時間を残していただいて、言っていただくと、非常にありがたく思っております。なお、1時間を過ぎますと切らせていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、岩本支所長から高年大学閉講式の出席のため、午前中欠席届が提出されており受理しておりますので、ご報告を申し上げます。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（西岡 正君） 日程第1は、一般質問であります。

13名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず、初めに、3番、岡本義次議員の発言を許可いたします。

〔3番 岡本義次君 登壇〕

3番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。3番議席、岡本義次でございます。よろしく申し上げます。

今年の冬はですね、ことのほか寒く、北国では、たくさんの雪が降りました。5メートル50を越すような大雪であり、家が倒壊、その重みで倒壊し、また、車も立ち往生し、凍死するような痛ましい事件が起きて、北国では、大変な様子でございます。

佐用町におきましては、そんなたくさんの雪も降ることなく、除雪費も使うことなく済んだことは良かったのではないかと考えております。

春が、もう、そこまでやって来て、暖かい日が続いたり、また、急に寒くなったりしますけれど、風邪など引かないような格好で、お過ごし願いたいと思っております。

本日は、3件の一般質問をさせていただきます。

2件目のですね、水害の山間田畑の見落としの箇所はどうするのか、と新年度予算については、議員席からの質問とさせていただきます。

それでは、山の手入れと林道についてということで、1件目の質問をさせていただきます。

県民緑税で枝打ち、間伐、下草刈がされていきました。間伐をしたのを山に放置せずに、持ち出さないことには、補助がなくなつたと聞いております。林道が整備されておれば、持ち出しができますが、林道がなければ、個人としては、なかなか、持ち出しができないのではないのでしょうか。

そこで次のことを伺っていきます。

一つ、山に放置していて良い時と、持ち出さなければ補助が出なくなつたからと、枝打ち、間伐等の対前年比と比べて、どれぐらい少なくなつたのでしょうか。

一つ、それらの少なくなつたことに対して、町はどのように思い、どのような対策を打たれるのか。

一つ、それらの少なくなつたことに対し、県森連が、赤穂の株式会社日本海水にバイオで発電するとや聞きましたが、年間いくら位の木材を使用するのか。

一つ、それに対して、佐用町として、いくらぐらいの木材を準備することとなるのでしょうか。

一つ、それらの対策や準備は、計画などできておるのでしょうか。

一つ、それらを切り出すとしても、林道がいます。林道を、今後、整備していかないと機械や車が入らないのではないのか。

一つ、また、山の木を伐採しても、新しく新芽が出ても、シカが食べてしまったりし、木が大きくならずに、木が枯れたり土砂の流失につながり、山が荒れてしまい、それらの措置として、どのようにお考えなのかを伺っていきたいと思っております。

この場での質問といたします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

今議会では、13名の議員の皆さんから一般質問の通告をいただいております。3日間にわたる一般質問でございますけれども、どうぞ、よろしく願いいたします。

まず、岡本議員のご質問をいただきましたので、ご質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

山の手入れと林道についてということでございますが、国の森林整備の補助制度が、今年度から変わって、以前の、いわゆる切り捨て間伐であった時と、利用間伐として、木材を搬出をしなければ補助が出なくなつてからとで、枝打ち、間伐等が、対前年度と比べて、どのぐらい少なくなつたかとのご質問でございますが、切り捨て間伐につきましては、平成17年から23年までの7年間で、年平均にいたしますと293ヘクタールの実績がございます。しかし、搬出間伐が始まりました本年度は21ヘクタールに留まる見込みでございます。

次に、それらの少なくなつたことに対して町はどのように思い、どのような対策を打つのかとのご質問でございますが、これは、搬出間伐の取り組みの初年度でありまして、事業者である森林組合が所有者の理解を得るのに時間を要し、事業の契約、委託契約まで至らなかったためということが原因であります。また、木材価格の低迷が長く続いて、森林が放置された結果、健全な森林が少なくなり、材質の悪いものや生育の悪いものが増えて、建材として利用できる木材、山がですね、木が少なくなつております。さらに、急傾斜地も点在して、搬出経費が多額になるため、計画区域に入れることのできない森林も多く、利用間伐制度を適用するには、大変難しい問題が出ております。ただ、森林の今

後の管理は、当然、何とか続けていかなければなりませんので、今後、森林所有者の協力をいただき、森林計画を作って、事業の継続拡大を図って行けるようにですね、努力をしまいたいと思っております。

次に、赤穂で計画が持ち上がっております木質バイオマス発電についてでございますが、この発電施設で年間いくらかの木材を準備するのかがとご質問でございますが、木質バイオマスで発電を計画している株式会社日本海水赤穂工場の発電規模は、1万6,530キロワットで、約これは、2万6,000世帯の電力を賄えるというような、そういう新聞報道がございました。その燃料として木質チップが年間約23万トン必要だというふうに見込まれておまして、その内ですね、3万2,000トンを県森連として調達依頼があったというふう聞いております。

次に、佐用町として、いくらかの木材を準備するのかがとご質問ですが、今のところ兵庫県森林組合連合会、県森連からですね、具体的な説明がございませんし、これにつきましては、県森連のほうですね、その事業者と、今後、いろいろな、これから協議を行うというふう聞いておまして、今のところお答えすることができません。

次に、これらの対策や準備はできているのかがとご質問でございますが、今、お話ししましたように、これからの具体的な話だというふうに、ご理解いただきたいと思えます。ただ、今後ですね、搬出間伐に、当然これは、そういう制度に基づいた形で森林整備を行っていき、その整備を行う中で、燃料として供給するというような形になっていきますので、その必要な条件整備を行っていかねばならないと思っておりますし、具体的にはですね、今後、県森連とも十分、いろいろと情報交換し、また、協議をしながら、事業の推進に努めてまいりたいというふう考えております。

次に、それらを切り出すとしても、林道がいると思うし、林道を、今後、整備しないと機械や車が入らないのではないかとご質問でございますが、木材の集積方法として、車両系と架線系がございまして、作業道の設置が困難な場合は、架線を設置して集積を行います。これは、車両系に比べて、架線による集積は、標準経費で、かなり高くかかる。約15パーセントぐらい平均して高いというふうに言われております。作業道の設置可能な箇所は、別途補助メニューなどを活用して、林道、作業道を改修、補修を行って、集積ができるようにですね、考えていきたいというふうに思います。現在のところ、その延長は、本年度約5,500メートルというふうになっております。

次に、山の木を伐採しても、新しく新芽が出てシカが食べてしまって、木が大きくなり、木が枯れたり、土砂の流失につながり、山が荒れてしまうと。それらの措置をどうするかとご質問でございますが、山林をですね、皆伐ということで、全て切ってしまうと、岡本議員のご指摘のとおり、シカの食害により山が荒れてしまう恐れが十分にあります。そのため、伐採後に植林をし、木の周りに防護用の金網を設置するなどの対策をとすることも考えられるわけでございますが、これには経費が、非常にかかるために、伐採した木を市場に出した収益でこれを賄うことは、今のところ、非常に困難だろうというふうに考えられます。そこで、この搬出間伐の補助制度を活用して、森林の約30パーセントぐらいの間伐を行って、森林内に光が届くようにし、森林の健全な育成を図るとともに、下層に低木や草が生えやすいようにすることによって、土砂の流出防止を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、当然、食害を起こす、このシカの駆除ですね、当然、シカの駆除にも、今後、引き続き取り組んでまいります。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 今、町長の答弁いただきましたけれど、切り捨てで、現地に置いておった時と、そういう補助がなくなってからでは、やはり、今、答弁の中でですね、10分の1に減っております。

239ヘクタール、年平均されておったのが、21ヘクタールになったとや聞いております。ですから、もの凄い激減言うんか、やはりですね、個人的には、そういう林道なり、そういう、いわゆる、どう言うんですかね、機械があつてこそ、持ち出しもできるんですけど、それらがなければ、たちまちですね、そういう10分の1に減ってしまうと。

今、町長の答弁の中では、その森林組合が、皆さんに、そういう徹底ができてなかったとか、そういう委託契約ができなかったで、ちょっと、これだけ分減ったということでございますけれど、もう少しですね、やはり、そういう復活するような、どう言うんですか、見込みというものは、どのように農林振興課長としてはお考えなんか、そこらへんについては、どうでしょう。

議長（西岡 正君） はい、課長ですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 先ほど、町長の中に出て来ました答弁の中の数字でございますが、これは、293ヘクタールというのは、切り捨て間伐を山でしたということでございますので、持ち出しを当時からおったという数字ではございません。

で、実際、今、21ヘクタールを持ち出しをしたというのが、平成24年の実績ということでございますので、これを、勢い、元の数字に持って行くということは、今までのように、切り捨てをするわけではございませんので、非常にこう、難しいものがあると。

ですから、21ヘクタールを限りなく、できるだけ伸ばしていくということは、これは、私どもも、今後、取り組んでいく方針でございますので、これが20が40になっていくのかという話が出て来ると思いますが、今後の取り組みをしたいということで、今、計画を、2箇所ぐらい追加できるように思っております。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） この間伐のですね、今度、制度が変わって、その間伐そのものの内容も変わっていることを、一つ、ご理解いただかないかと思うんですよ。

まあ、切り捨て間伐ということで、これまで間伐してきたのは、山でですね、結局、生育の悪い、悪い木を、皆、切って、そこに倒したままで間伐をしていくという方法ですね。だから、作業量もですね、一人の作業員の方が、結構、たくさんの1日にね、例えば、1日に2反も3反もの山を、切っていくだけですから、それも悪い木だけを言うたら選んで、30パーセント、30パーセントぐらい切っていくという形になるわけです。

ただ、今後、搬出をするということをしなないとね、この補助制度に乗せませんよという

話なんで、そうすると、搬出をして、それを市場に出す、この手間は、非常にかかりますよね。一人の作業員が、どれだけできるかということになると、非常にまあ、切った木を、枝打ちをして、その枝を切ってですね、丸太に玉切って、それを搬出すると。当然、それには、道路とか、その作業道、それから架線ですとかという方法あるんですけども、そういうものが整ってないと、それは、もっともって経費もかかるんですけども、そういう物があっても、非常に作業はかかります。

ただ、それによって、かなりの、作業賃ですか、事業費は上がります。だから、同じ事業費じゃない。21ヘクタールであったとしても、事業費は、かなりの事業費になっていくわけです。

それと、間伐をする対象ですよ。その利用できるような木を、やっぱり切らないかんということ。ここに所有者の理解を得るのに、今までの間伐と違うところを、よく理解していただかないと。

だから、いい木も切るといことです。当然、その、山で悪い木ばかりを切っていたんでは、全く、その搬出できませんし、出しても、全く、その採算にも合わないと言いますか、市場でも売れないということになりますよね。

そうすると、間伐の仕方としてですね、宍粟市なんかでも、今、既に行っているのは、逆にいい木から切ってしまうというようなね、まあまあ、そういうことをして、それによって、山の所有者にも、その売ったお金、売れたお金を還元をするということにはなるんですけども、それにしても、なかなかね、これまでのような、今ずっと木材価格、非常に低迷してますから、わずかしか手元には残らないと。逆に赤字になる可能性もあるわけです。悪い木ばかり切ればですね。

それと、だから、切り方として、そうは言っても、いい木ばかり切ったってしょうがないんで、今の方法としては、列状間伐と言いまして、いい木も悪い木も植林する時に、だいたい一間幅で、ずっと山の上まで植えてます。それを、1列ですね、順番に飛び飛びにでも、上から下までストーンと切ってしまうということですね。そうして、悪い木といいい木も出してきて、そして、その中の、いい建材になる市場に出せるものだけは、その搬出して、市場のほうに出していくという、そういうやり方をしていかないかんわけです。

だから、そのへんがですね、どうしても、今まで、長年ね、山を管理をして、一生懸命育ててきた、今まで大事にされた山主にとってはですね、直ぐには、簡単に、これまでの間伐とは違う。理解がしていただけないいうんか、その、それじゃあ、木が勿体ない。惜しいという気持ち、そういう気持ちが、当然出て来ますのでね、なかなか、そのへんの間伐方法として、非常に難しい点が、今、出ているというのを、一つ、ご理解いただきたいと思えます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 今、町長の答弁の中で、確かですね、前は、悪い、いわゆる日の当たるような格好の中でですね、山の切り捨てをし、そして、その山に、そのまま放置しておく。また、そういう3年前の水害におきましてはですね、その、そういう放置した材木が流れて出てですね、河川にも流れ、そして、堰を、橋に引っかかったりして、そういう、どう言うんですか、被害を更に大きくしたというような実例があったわけでございます。

ですから、そういう、どう言うんですか、林道なり、そういう物があれば、そういうこ

とが、少しでも、防ぐことができたり、また、いい物を持ち出して、そういう市場に売ることによって、そういう利益を得るということで、そういうふうに、難しい面もあるかも分かりません。木材が低迷してですね、なかなか、市場価格に合わない、自分とこの山があっても、自分とこの木材を切り出して家を建てるよりは、買ったほうが安いというような、そういう時世でもございますので、皆さんが、自分とここで植林しておっても、なかなか、どう言うんですか、国や、そういう県の補助がなければですね、そういう持ち出しでもできないような状態になってございます。

ですから、そこらへんの難しさはあると思いますけれどですね、やはり、そういう山というんはですね、確か、植林することによって、今後、されるところだと思いますバイオマスにしてもですね、そういう一つのね、凄いエネルギーの元でございます。段々、段々、大きくなることによって、そういう、また、家屋にも使い、そして、そういうバイオマスの発電チップとかにしながらですね、やっぱり有効に使っていかんとですね、勿体ないわけでございます。

それで、今、町長の答弁の中にもございましたように、今年度、5,000メートルですか、林道ということでございますけれど、これらの場所においては、佐用町どこらへんの場所になるんでしょうか。課長。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 先ほどの、町長のほうから、答弁の中で5,500メートルという話がありました。これは、24年に実施した分でございます。みどり公社さんが、公社造林ということで、造林をされております山がございます。ここのあたりについて、5,000メートルぐらいをやっていたと。

それから、森林組合が取り組んでおります山の、そういったもので、500メートルぐらいを林道の整備をしたということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 5,500メートルの佐用町の地内の集落で言えば、どこらへんにあたるんかということと、それから、今年度ですね、どれぐらいの所を、いわゆる、どの集落の山のほうを、何メートルぐらいされるんかということが、分かれば、また、今、答弁お願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 点在しております。どこというのは、なかなか、全部は言い辛いんですけども、例えば、大日山のあたりでですね、あの大きな山を県境に向かってと

か、それから、佐用町の滝谷というのが、奥海になります、こちらのほうでやったりとか、三日月のほうでやったり、点在しておるわけですが、それぞれは、延長が、それほど大きくはないんですけれども、それぞれの所でやっていただいておりますということです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） この間 25 年度の予算委員会の中でですね、里山の管理でも、20 地区の 140 万とか、いろいろ緑資源機構の育成の 151 万とか、森林整備地域活動支援 2,000 メーターの 240 万とか、緊急防災林整備ということで 1,030 万とか挙がっております。そうやって、取り組みをされようとする予算も挙がっておりますけれどもですね、やはり、私、この間もですね、石井の方とお話しておたらですね、なかなか、そういうお願いしておっても、なかなか、そこに OK というものが出ないので、どうなっておるんだろうかというような問い合わせもありました。

ですから、そこらへんについては、どのような言うんですか、やってくれという方と、森林組合に任せて、そういう道路、林道なんかの整備がされようとしておるんか、そこらへんの中身については、どのようなものになっておるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） この林道なり作業道の整備ということにつきましては、ただ、先に林道や作業道を整備して、新しく作ったり、また、改修するというのではなくてですね、当然ここは、間伐なり、山の施業を行う、その行うということが前提で、林道、作業道を新しくついたり、また、これまでの林道を直していくとか、作業道を直すということなんですね。

ですから、今回の、この利用間伐の制度を行っていく。そのためには、そういう団地化、林班でですね、その計画を作らなきゃいけない。計画を出した上で、何年間にわたって、その山を間伐をしたり、皆伐する場合もあるんですけれども、山を利用していくという形になります。

ですから、その計画が、まだまだ、できていないと。今、当面、皆さん、できる所だけの計画しかできていない。

で、佐用町内にですね、やっぱり、その山として、今後、計画して行かなきゃいけない所というのは、何百箇所とあります。その作業の、今後、森林計画を作らなきゃいけないところがですね。その計画を、できるだけ早く、私も森林組合と町の農林振興課の林業係も一緒に、これを作っていくと思っています。

で、それによって、その作業に合わせてですね、そういう林道や作業道を、当面、整備をしていく。これも、その計画、事業に合わせてやっていくという形を取らないとですね、先に、ドンドンと、林道や作業道だけをですね、直していくということは、これは、なかなか財政的にも難しいというふうに考えます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 確か、そのように、計画、団地化の計画を立ててこそ、ずっとやっていけるという、一つの、そういう目標を作っていらっしゃるわけでございますけれど、やっぱり、そういう個人の方に、その中身がね、浸透してないんかと思えます。ですから、そういうふうに、聞いて来られたりするわけでございますんで、そこらへんについてはね、そういう山の持っていらっしゃる方と、よく、お話もしていただいて、そういう徹底言うんか、中身が分かるような格好の中です、示していただきたい。このように思っております。

それから、今、赤穂のですね、いわゆる、日本海水とのことについてはね、いわゆる、県森連との中身の、まだ、そういう報告が来てないんで、どのように動いていかどうかということも、佐用町としては、まだ、今のところは、分からないという状態でございますけれどですね、やはり、それらのことについても、既に、日本海水が、そういうバイオマスのことをやろうとしておる段階でございますので、佐用町としてもですね、やはり、山林が占める割合というんは、大きいし、相当、木材も大きくなっておりますので、そこらへんについてもですね、直ぐ、向こうと話があれば、ドンドンと乗ってですね、佐用町からも、そういう木材のバイオマスを供給していけるような状態で、一つお願いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） これからのですね、木材の利用活用方法としてはですね、こういうエネルギーに、昔のような形ではないです。形は、この発電という形になって、そのエネルギーの資源としてですね、活用して行くことが、一つの方向だというふうに思います。

ただ、こういう計画の中で、一番、肝心な、最終的に肝心なのは、木材価格を幾らで、そういう事業が成り立つのか。また、会社が引き取ってくれるのかということなんですね。

ですから、今のですね、これは、電気料にも係わってくる話なんですけれども、電気料金ですね。買取価格が、今、30数円とかというようなね、計算で、国が保障して、買取価格、それで、事業が成り立つかどうか。それによって、木材の燃料としての木材を幾らで、会社が引き取ってくれるか。買い取るかということになります。

ただ、今、私も詳しいことは、何も分かりませんが、いくらでもね、その事業に乗れるかと言ったら、その価格が、採算が合えば、当然、できるわけですが、採算の合わない形では、全く、そのね、いくらやりたくってもですね、これは、事業としては、成り立たないということになります。

そのへんのことをですね、今、県森連のほうでですね、お互いに、全部、同じテーブルの上で、きちっと会社としても、事業ですから、損をするわけにいかない。森林組合、県森連なり供給するほうもですね、今の作業工程なり、いろんな作業量を見て、運搬費とか、そういうもの全て見てですね、これでないと事業が成り立たないと。その価格で、お互いに折り合うことができるかどうかというところの話を、きちっと詰めて、その話を、また、こちらのほうにですね、示していただかないと、最終的に検討はできないということになります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 確かですね、東北の地震、津波によりまして、原子力が、もうほとんどの日本の原子力が止まっております。ですから、そのことに鑑みてですね、いろいろな自然エネルギーにね、頼るといことで、ソーラー、佐用もやるわけでごじますけれど、そういう水力なり、バイオマスや風力、そういうふうには、日本の国が広がっていかうとしております。

ですから、やはり、国としても、そういう方針を持っておる以上はですね、国、県が、損してまでは、誰も木を出したりはできないわけでごいますので、やっぱり、相当、そういう国、県の補助があって、そして、その山の持ち主達にも、ある程度、そういう還元いうんですか、帰って来るような格好の中でね、やっぱり動いて行かないことには、これが、へしゃってしまうといことで、なかなか、できないと思います。そこらへんについては、町長らも、そういう、県知事なり、お会いする機会の時にね、国なりにも、やはり、そういうことの声の大にさせていただいてですね、少しでも、これらがスムーズにいけるような格好の中でですね、お願いしたいと思っております。

それから、この間も、石井の椎茸作っておる方と話した時に、椎茸の原木を、こった後ね、やはり、新芽が出るのを、シカが食ってしまうと。ですから、それ、歯がなければ、養分を吸い上げることができずにですね、木が枯れてしまい、そして、枯れることによつては、やはり、根が張ってですね、土砂の引き固めいうんですか、根を張って固めておくことができないので、土砂崩壊にもつながりですね、河川にも、また、堆積したり、また、そういう二次災害、いわゆる下にあります道路や鉄道なり、家屋でも、そういう押し潰すような格好になります。

ですから、そういう切った後のね、今、対策、町長、今、答弁の中でありましたように、防護ネットをしたり、また、シカを駆除することによつてね、対策を考えていきたいといことでごいますけれど、その例えば、ほだ木の山を3分の1とかと言うんじゃなくつて、バツと切ってしまった時にね、やはり、その椎茸作られておる方が、わしら元気なうちは、今まだ、こる山があつて、何とかできるけれど、それらが、やはり後、芽が出てね、育たなかったら、そのやつ、山が一山でも駄目になってしまうとい、そういう言い方もされておりました。

ですから、そこらへんのですね、1本、1本、木を包んで、網を被せて、ネットを張つて、シカに食べさせないようにするのか。それとも、そのこったところを、ずっと大々的に、京都の、あそこの京都のほうへ行つたら、ヒノキやスギをね、植えておるところでも、防護ネットを、山、植えたところに、ザツとやっておるのを見たことがあるんですけど、そこらへんにね、後の、いわゆる措置言うんですか、守る、シカから守るための経費が相当いるんじゃないかと思ふわけですね。そこらへんについては、どうなんでしょう。

農林振興課長、何か、そういう手立ていうんか、もう少し、何か、あるんでしょうか。

〔町長「私が」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵途典章君） 今、お話のんは、クヌギとかですね、ナラとかというような、いわゆる雑木、浅木ですね。

スギやヒノキの植林については、現在も、植えた所については、周辺をですね、ネットでですね、囲うというようなこと。これは、公社造林とか、そういう造林では、やっております。

ただ、これもですね、なかなか難しい。管理をしないと、山で、そんなに頑丈なですね、鉄の金網をするわけにいきませんので、通常金網なりネットでやっていると、常に管理していかないと、中に入ってしまうというのがあります。

そういうことで、1本、1本ですね、スギやヒノキの苗木をネットで覆うと。囲ってですね、防護するというような方策も取られておりますけれども、これも非常に材料費、手間かかって、大変な経費がかかります。

そういう問題と、今言う、浅木の問題。そういうクヌギやナラというのは、切ったら、直ぐにまた、新芽が出てですね、10年、15年したらですね、また、使えるような木になっていくというの、これは、本当にずっと、何も植えなくてもですね、これまで、再生して行って、15年、20年間隔でですね、木が利用できたわけですけども、これが、もう40年、50年、多いところになると、60年以上の大きな木になってしまっているということで、木自体も、非常に老齢化しているということですね。

で、なかなか、太い大きな木を切ってもですね、また、昔のように若木が直ぐ出るというのが出ないというような、こういうことも聞いております。それに、シカやなんかが、その若芽を食べてしまうということですね。

そのへんは、なかなかね、難しい問題だと思いますけども、そんな浅木を、ほな3分の1だけ切ってというわけにいかない。そういう木を、全部いっぺん、全部切って、椎茸なり原木のほだ木に使うということですから。

ただまあ、そのへんは、今、最近出て来た問題で、その結果、山がどうなっていくのかというのはですね、はっきりとした、今までの結果というのは出てないんで、分からないんですけども、山自体はですね、私は、次々と、そのシカが、それは全部食べてはげ山になることということは、ないと思いますよ。下草が生えたり、そのままの木は生えなくても、また、新しい木が生えてくるというようなことはね、これは、普通の浅木山と言われる雑木林では、そういう再生は、あると思いますけども。

ただ、浅木山と言われる、今までの自然林をネットで覆うと、囲うというようなことは、今のところは、経費的にもできませんし、制度もないですしね、非常にお金のかかることで、このへんは、非常に難しいなという感じはしますね。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） ありがとうございます。大変な苦勞が伴うわけでございますけれどもですね、やはり、佐用町としては、そういう山林に囲まれてですね、そういう自然の宝物と言われるような中でですね、やはり、いろいろな知恵や工夫、そして、国からの補助をもらいながらでもですね、そういう山を国土保全、そして、空気の浄化、そういうような大事な役割を担っておりますんでですね、山の手入れして守っていかねばならないと思っております。

それではですね、2件目の水害の山間田畑の見落としの箇所はどうするのかということで、3年前の水害で河川は大規模に拡幅や堤防の強化がなされていますが、その時に、見落としされた山間部の分は、今後どのようにされるのでしょうか。

次のことを伺います。

一つ、山が崩壊したりして、里道が通れなくなったりしている箇所は、どうするのでしょうか。

一つ、山が崩壊したりして、畑やハウスや押し出したり、また、そういう耕作できないような箇所については、調査をしてつかんでいらっしゃるのか。

一つ、調査をしているのなら、何箇所あるのでしょうか。

一つ、谷川とかの崩壊箇所、荒廃溪流ですね、何箇所あるのでしょうか。

一つ、田畑、里道、谷川等の今年度の何箇所ぐらい修理言うんですかね、直す工事ができるのでしょうか。それらのことについて、伺っていきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目の水害での山間部の田畑とか、そういう災害箇所、まだ、修復ができない所については、どうするのかというご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、山が崩壊したりして、里道が通れなくなったりしている箇所はどうするのかとのご質問でございますが、里道の定義といたしましては、佐用町法定外公共物の管理に関する条例に規定されておりますとおり、道路法の適用を受けない道路で、町が国から譲与を受けたものとなっております。

佐用町におきましては、合併直前の平成17年3月31日までに、国より旧4町へ譲与されたものを、合併後佐用町で引き継いでおります。

次に、その管理についてでございますが、法定外公共物の維持管理につきましては、譲与される以前と同様、全く変わっておりません。法定外公共物は、地域に密着したものであって、小規模な道路補修や草刈り等の通常の維持管理は、利用される周辺関係者の皆様で、お願いをしてきましたが、これからも今まで通りお願いしたいというふうに思います。

もちろん、大規模な災害や砂防工事等、地元で対応できないものにつきましては、国や県に事業要望するとともに、また、町として、単独に災害復興基金などを活用して、できるだけの対応をしていきたいというふうに考えております。

次に、山が崩壊して、畑やハウスを押し出している所など、調査をしてつかんでいるのかというご質問でございますが、平成21年の大災害後も23年、また、平成24年と基準を上回る雨量に達し、災害が発生して、国の災害査定を受け、復旧工事を行ってまいりました。小災害につきましても申請箇所の精査を行い対処してきたところでございます。しかしながら、耕作放棄地や今後耕作の見込めない農地については、復旧を断念される農家も少なくございません。

次に、調査をしているのなら、何箇所あるかというご質問でございますが、農地・農業用施設の復旧は、個人申請により復旧するものでございまして、町が被災箇所の調査はいたしておりません。平成24年6月から7月にかけての災害では、地元からの災害報告は農林振興課の関係で126件ありました。

次に、谷川とかの崩壊箇所は、何箇所あるかのご質問でございますが、平成21年台風9号で被災した溪流、また、作業道の状況について、兵庫県が治山林道協会に委託をして被災箇所の調査をしていただきました。平成23年4月に233箇所の報告を受けたところであり、それを含めて、災害復旧工事等の申請があった箇所については、順次、事業の推進を図ってまいりました。箇所数については、全ての箇所を調査することは困難であると考えます。

次に、田畑、里道、谷川等、今年度、何箇所ぐらい復旧工事ができるのかとのご質問でございますが、平成24年度災害復旧工事で、田畑が32箇所、うち、国庫補助事業が5箇所、小災害での復旧が27箇所となっており、河川災害復旧工事で国庫補助事業で4箇所、単独事業で4箇所、小災害での農業用水路復旧工事等は34箇所、荒廃溪流等の整備事業で24箇所の整備復旧を行っております。

以上、このご質問に対して、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 本人が届けて、町は、調査しないというふうに聞きましたけれど、この126件ありますということでございますけれど、これらのとこの、多くですね、被災を受けておるといふ地区は、どこらへんにあたるのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） これは、去年の災害のこととございまして、大きかったのは、当時、旧三日月町の大広ですね、あのあたりにかけての集中豪雨が一つあったと。

それから、やはり土質の関係で言いますと、こちらの佐用町の甲大木谷のほうのあたりと。

それから、もう一つは、山越をした所で、多賀のあたりですね、こちらのほうへ、大畑のほうからの大雨の影響があったということとございまして。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 谷川のね、溪流の荒廃というんは、223箇所あったとや、今、報告ありました。これらのところについても、だいたい、どう言うんですか、固まったような言うんか、どのような地区が多ございましたか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これは、21年の、あの水害で、大きな被害が出た所というのは、議員もご存知のとおりです。

まあ、上月、佐用地域を中心にですね、南光の奥のほうとかですね、そういう所が、非常に山、谷のですね、水量が多くて、土砂が流出して山崩れが起こっているという所を、踏査してですね、調査をしていただいたということとございまして。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） 今年度もですね、今、田畑 32 箇所とか、国庫補助の 5 箇所とかって、今、報告ございました。これらのところについては、既に、そういう田畑の持ち主なり、そういう、どう言うんですか、直そうとする所の各自治会長とかの話は、ある程度、どこらへんまで進んでおりますでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 24 年度災害につきましては、今のところ、ほぼ完了を、工事のほうは、完了をしております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） そしたら、この 25 年度については、この予算が通り次第ですね、また、順次、各箇所等、詰めて進めていく、こういうことになるわけですね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） これは、災害復旧工事ですから、災害があれば、またね、発生すれば、そういう箇所は、できるだけ早く査定をして、補助をいただけるものは、補助をいただきながら、毎年、行っていくというものであります。

ですから、21 年災害においても、例えば、23 年の、24 年、次々ですね、21 年災害ほどではないですけども、こういう災害の補助基準に適用するような雨が降って、災害が発生しております。それについては、その都度ですね、対応してきています。それは、少なくとも、農地とか田畑について、これは、所有者からの申請、また、地域から、自治会長通じて申請をいただいたもの。これを、補助事業として、国のいただけないものは、町単独事業として、対応していきなりして、もう既に完了を、基本的には行っておりますから、はい。

ですから、この 25 年度についても、そういう災害が発生すれば、当然、行っていきます。ただ、荒廃溪流のような、これまでずっと、まだまだ、これ、たくさん箇所があってですね、これ、県に大きな治山事業、それから砂防事業というようなことは、大きい事業としては、お願いをして、これも継続してやっていただいております。

ただ、そういう箇所では、県の事業には、採択させていただけないような、小さな所でも、やはり、土砂が流出して、非常に危険であったり、また、田畑に影響を及ぼすような所、人家に災害を起こすような所については、町が単独で、今、順次ですね、そういう土

砂止めをしたり、整備を行っていくという事業を行ってます。そういうことは、今回の25年度予算にもですね、今回、説明させていただいたように計上しておりますのでね、それは、町として、順次行っていこうということでもあります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 災害の時にね、いわゆる国に引かかる分とか、それ、いろいろ、目に見える部分については、確か、調査やって、災害認定ももらって、今、工事なり、進めていっておるわけでございますけれど、やはり、期間が、その調査の期間が短かっただけにですね、年度を切って、いつまでにしなさいということであれば、当然、やはりですね、見落とし箇所というんは、やっぱり残っておると思います。ですから、そこらへんについてはね、年度の災害があった時という言い方もできるんかも分かりませんがですね、そういう見落とし箇所については、やはり地元からのね、要請なり申請があった時には、やはり、ある程度、その生活されておるわけでございますんで、やはり、そういうことを放置することによって、佐用町の中でも、北、いわゆる石井の方とか、淀の方とか、そういう方が、段々、段々、佐用の町へ集まって来るといような現象にもなりかねませんのでね、そこらへんについても、また、一つしっかりお願いしたいと思います。

それではですね、新年度予算についてということで、お尋ねします。

平成25年度の予算が組まれました。水害の復旧復興が最後の追い込みの年に入りましたが、今年一番に主とする目玉は、どういうことについて、されておるのかどうかを主なものを3件ほどお示し願いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、3点目のご質問で、25年度の新年度予算の中身、主なものを3件ほど示して欲しいというご質問でございます。

25年度におきましても、提案させていただいたとおりですね、一般会計で、137億に上る大きな予算を編成をさせていただいております。その中から、3件取り上げてと言われるとですね、非常にこう難しい、また、誤解を与える点もあるかもしれませんが、3件、ちょっと特色のあるものという中で、報告を、説明をさせていただきます。

予算全体の説明はですね、予算委員会等で全てしておりますので、この当然、3件だけじゃなくって、全部の予算について、それぞれ重要な予算でございますので、その点は、よろしくお願いを申し上げます。

まず、1点目は、平成21年台風第9号災害の記録誌の作成でございます。水害の記録、記憶を風化させず後世に引き継ぐことと並びに町民の防災・減災意識の向上に資することを目的として、災害記録誌を作成をさせていただきたいと思っております。

発行は、災害から5年が経過する節目の平成26年度に予定をしておりますして、平成25年度から資料収集及び記録紙の企画編集作業を始めまして、平成26年度に最終調整、印刷製本等仕上げを行うことといたしております。

2点目といたしましては、懸案ございました役場本庁舎の整備でございます。役場、本庁舎の整備につきましては、合併して、8年が経過をいたしますが、この合併の特例によ

ります財政的な優遇措置の一つであります、この合併特例債を活用して、手狭で効率が悪くなっております本庁舎に隣接をした庁舎を増築をし、更に、周辺の土地を買収して駐車場などの周辺整備も一体的に実施する予定でございます。新たな増築庁舎では、バリアフリー化とユニバーサルデザインにより、既存庁舎と合わせて、町民の皆さまにご利用していただきやすく、また、効率的に役場業務がですね、行えるように考えて、町の将来を見据えた庁舎を整備することによりまして、更に、住民サービスの向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

3点目といたしましては、太陽光発電施設整備の事業でございます。地球温暖化問題への対応や、再生可能エネルギー利活用の推進、並びに再生可能エネルギーに関する町民の皆さんの学習教材として活用するために、上月の小学校の裏にあります約3,000平米の土地に町が直営で太陽光発電施設を整備をいたします。発電出力は、申請で187キロワットで申請を行っております、売電収入は、一部施設の電気使用料に充当する予定でございます。

また、町とIDEC株式会社とで設立をいたしました、佐用・アイデックメガソーラー有限責任事業組合で進めております中山残土処分地のメガソーラーの施設と同様に、この施設につきましても、太陽光パネルの架台に木製の柱材を使用して、災害に強い山林づくりの推進や、並びに、循環型の環境配慮社会への貢献を目指していきたい。そういうふうに考えております。

以上、3点ということでありましたので、3点をご紹介しますいただきました。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、残り、5分となっておりますので、よろしく申し上げます。
岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 私は、これ、提出した時には、まだ、予算委員会が開かれておりませんでしたし、その予算書、そのものを、もらってなかったもので、このことについて、目玉となるようなものを挙げてくださいということで、別に、件数については、その3件というふうに拘りなくですね、予算委員会をした中で、中身については、私も、把握もさせてもらいました。

しかし、今、町長、この9年、合併してですね、137億の予算が組めるということは、やはりですね、後1年もすれば、その合併特例債の期間が5年間、坂下りるがごとくですね、やはり国からの補助が、国そのものも、1,000兆という借財を赤字国債も発行しですね、しております。ですから、私は、やはりですね、いつの時代においても、時代について行けるような格好の中で、行財政計画を進め、合併をした宍粟市、多可町におきましても、やはり、うちと比べた時にですね、そういう人口も4万4,000、倍以上、そして、面積も600ということで、2倍以上の広さがございます。ですから、そういうことですね、佐用町も多可町におきましても、やはり行財政計画を進めて、職員もドンドン、そういう退職減の中でね、10人辞められたら3人ほどとりしながら、補充もされておりますけれど、不用な建物、財産につきましても、民間に貸せるなり、また、売却していくと、そういうことをしながら、また、われわれ議員もですね、やはり、そういう、よそと比べて、その時代について行けるような格好の中でですね、最低、私も14人ぐらいにはね、なって欲しいという気持ち持っておりますんで、そこらへんについてはね、お互い、やはり町民、町や村が少しでも良くなるような格好の中でですね、やはり、我々や、こういう立場における以上はですね、役場の幹部の皆さまも、また、我々も、そのように頑張っていかなければ

ばならないと、このように思っておりますので、また、よろしくお願ひしたいと思ひます。
以上で、終わります。

議長（西岡 正君） 岡本義次君の発言は終わりました。
続いて2番、新田俊一君の発言を許可いたします。

〔2番 新田俊一君 登壇〕

2番（新田俊一君） 2番の新田でございます。

先ほど、岡本議員のほうから、僕の言いたいことも、ほとんど言われてもて、何か、切ないような気もするんですけども、同じようなことを、また、言いたいと思ひます。

それと、昨年は、山中教授がIPSですか、そういったもので、ノーベル賞取られて、何か、科学のほうについても、大きな予算がついたと。

また、昨年の12月ですか、衆議院の選挙がありまして、政権が交代され、自民党が大勝し、大きく何か、政治が変わってきたのではないかなというふうな感じでございます。

特に、円安が進み、また、株価が順調良くこう、伸びているというような状況の、今日この頃です。

今年に入りまして、また、TPP問題で、いろいろとこう、農協等が先頭になって、いろいろもめているような状態にも思ひます。

これから、まあ、この日本もどうなっていくのかなと思ひました。

先ほど、石堂議員にもお聞きしたんですけども、日本の愛知県沖で、メタンガスのあれが、試験的に取り出されたと。何か、燃える氷だとか言ひましてね、これが、100年分ぐらいはあるんじゃないかなというような、夢のあるような話もございました。

また、尖閣沖諸島では、いろいろと中国と、いろんな問題がありますし、韓国では、竹島の問題で、いろいろあります。そういったような政情不安な中で、佐用町も町長が先頭に頑張ってきて、いろいろとやっておられますことを、感謝をいたしたいと思ひます。

質問の事項ですが、私は、1点だけで、お願ひしております。

小河川の整備と道路改良と補修についてということで、もう、ほとんど、分かりやすく書いておりますけれども、また、答弁のほうも簡単にお願ひしたいと思ひます。

平成21年8月9日の台風9号による河川の災害復旧も順調に進み、後2年ぐらいで完成をするそうですが、心配なのは小河川が荒廃したままになっている所が多く見られます。土砂の発生は小河川からの流出が多いと思ひます。災害復旧は完了しても、小河川を整備しなければ、また、土石流等が発生すると考えられますが、町長のご意見を伺ひます。

2点目ですけども、支流の小河川に、雑木、雑草が茂って、どこが川か、どこが荒廃地か分からなくなっています。今の状況では、豪雨が発生した時、また、大きな災害の発生源になるのではないかと心配しております。町長の考え方をお伺ひしたいと思ひます。

3点目ですが、真宗の中野橋から深田橋の間が、道路2車線になっていません。この道路については、合併時に主要工事として明記されていると思ひます。私も数回質問しましたが、町長は過疎債とか、なんらかの方法で実現したい。県の方にも要望しておきますと言ひましたが、その後、どうなったのか町長にお伺ひしたいと思ひます。

次に、4点目ですが、真宗地区の長実橋の、がと書いておるの、これのですね。高欄のコンクリートが壊れておるんです。鉄筋が出ております。今一度調査をお願いしますが、いかがでしょうか。

5点目ですが、志文地区の長実橋から、鈴木精密の間の二車線、一部は出来ているが、道路の拡幅と、明尾橋の架け替え工事を、何回か質問しましたが、未だに何もできており

ません。この度、政府でも公共事業の増大、公共事業の補正予算を予定していると聞きますが、テレビ等見ていると、都会には有利な予算が配分され、地方にはあまり予算がないとも聞きますが、合併時に主要工事について引き継いでいると思います。この度の政府の公共工事業の増大と補正予算の大型の実行の時、町長も県や国にお願いしていただき、合併時の主要工事の実現を果たして欲しいと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

6点目ですけれども、下本郷地区の小原橋の親柱が、コンクリートがはがれて、危険な状態になっております。これは、県がしなくちゃいけないだとは思いますが、町のほうで調査していただき、1日も早く県に補修していただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

7点目ですけれども、三日月地区の町道能谷線の舗装の補修をお願いしたいと思います。かなり凸凹で、危険な状態なので町長のご英断をお伺いいたします。

8点目ですが、三日月地区の町道西村線の舗装が傷んでおります。自転車や歩行者が危険だと思います。調査のうえ補修をよろしくお伺いいたします。特に、マンホールいうんですか、下水、また、水道関係の周辺がよく傷んでおりますので、今一度、調査をお願いしたいと思います。

9点目ですけれども、前にも一般質問をいたしました、国道179号線三日月地区の茶屋地区の自歩道設置を、是非、お願いしたい。また、自歩道と合わせて角亀川の河川改修を実現していただきたい。この件は、合併時の重要工事に入っていると思います。平成21年8月9日の大水害の時は、余り被害に遭わなかったが、もう少し雨量が多ければ大きな被害が出ていたと考えられます。要望書を提出してから15年が過ぎていますが、今現在どうなっているのか、今後検討して工事をしていただけるのか、町長にお伺いします。

10点目ですけれども、多賀から三ツ尾までの道路改良が途中で停止になっていますが、最初は、必ず完成すると聞いておりましたが、今は何も計画がないようですが、今後どうするのか、町長にお伺いし、この場での質問といたします。どうぞ、よろしくお伺いします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、新田俊一議員からのご質問の、小河川等の整備、また、道路改良、また、補修についてというご質問に、それぞれ、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の災害復旧は終了しても、小河川を整備しなければ、また、再び土石流が発生すると思われそうですがとのご質問についてお答えをさせていただきます。

私も全く同感でありまして、まだまだ、危険な箇所が多く存在していることを承知いたしております。町においては、ご案内のとおり、独自財源として災害復興基金を積み立て、緊急性の高い箇所から順次、町単独の事業として荒廃溪流の整備を進めてきておりますが、この整備の必要な箇所が多いため、一気にこれは、できません。平成25年度も引き続きですね、取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、県においても、災害発生以後、土石流防止のために、多くの砂防ダム、治山ダムの設置を計画し、工事をしていただいております。これらも引き続き、次期5カ年計画の重点施策として位置付けられて、人命に著しく危険を及ぼす可能性の高い所から整備を進めるといふふうにお聞きしております。町といたしましても、積極的に、県と共に事業の推進を図っていきたくと考えております。

次に2点目の支流の小河川に、雑木、雑草が茂って、どこが川か、どこが荒廃地なのか

わからなくなっており、豪雨が発生した時、また、大きな発生源になるのではないかとのご質問であります。先ほど、お答えさせていただいたとおりであります。今後も新たに対策が必要な箇所が出て来ることが予想されますので、地域自治会、土地所有者の皆さんのご協力を得て、また、当然、大分の負担もお願いしながら、着実に対策を進めていかなければならないと思っております。ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に3点目の真宗の中野橋から深田橋の間が、道路二車線になっていない。その後についてのご質問であります。兵庫県の進める新行財政構造改革推進方策によりまして、平成20年度に、新たな、社会基盤整備プログラム、これは、平成20年度から30年度が、改訂をされたことによりまして、ご指摘の真宗、問村から岩崎間が、当面の間、事業着手を見合わせる箇所として現在に至っております。町といたしましても、地域住民の重要な幹線道路として認識をいたしておりますので、できるだけ早く、工事を計画に入れていただくよう、早期実現に向けて、県にお願いをしておりますが、今後も引き続いて、粘り強く要望していきたいと考えております。

次に4点目の真宗地区の長実橋の高欄が、コンクリートが壊れて鉄筋が出ているということあります。ご指摘の長実橋は、県道橋でございますので、担当課より県の方へ調査を依頼するよう指示をいたしました。

次に5点目の真宗地区の長実橋から、鈴木精密の間の二車線道路の拡幅と、明尾橋の架替え工事は、どうなっているかのご質問であります。ご指摘の区間におきましても、兵庫県の進める新行財政構造改革推進方策によりまして、当面の間、工事が着手を見合わせる箇所として、現在に至っております。町といたしましても、問村岩崎間同様に、地域住民の重要な幹線道路として認識をいたしておりますので、早期の事業実施にむけて、県へ今後も粘り強く要望していきたいと考えております。

なお、今回の政府によります緊急経済対策での大型予算につきまして、県もかなりの大型補正予算を組まれました。その中でですね、こういう計画を以前されて、当分の間、県の財政上の問題で、凍結された所について、この補正予算における対応をしていただけないかということ、県の土木、また、県民局長へですね、私も、早速、要望をさせていただきましたところ。ただ、その中で、回答はですね、今回の補正予算、緊急経済対策の補正予算については、基本的には、即効性のある事業で、現在、事業を進めている所、また、25年度中に事業完了が見込める所、そういう所を最優先で、事業を、その予算を充てていくということで、そういう事業が早く完了していけば、次の事業として、これまで計画をして、しばらく、当面見合わせていた箇所を、新たな事業計画の箇所として取り上げていきたいと、そういうことが、回答がございました。県の社会基盤整備プログラムに位置づけていただかないと事業実施ができませんので、今回の補正予算での事業化は困難であるというふうに、今、理解をいたしております。

次に、6点目の下本郷地区の小原橋の親柱のコンクリートがはがれて、危険な状態なので調査をし、補修を願いたいのご質問でございます。ご指摘の小原橋も県道橋でございますので、これについても、担当課より県の方へ調査を依頼するよう指示をいたしております。

次に7点目の町道能谷線の補修を願いたい。また、かなり凹凸で、危険な状態なので、早期の補修をというご質問でございます。現状を、担当課に確認をさせてところ、ご指摘の町道は平成9年頃に、下水道の整備により舗装更新され現在に至っており、起点から集落間は、特に早急な手当が必要な所は見受けられませんでした。集落を過ぎた30メートルの間は、更新されていないので、相当傷んでいるとの報告を受けております。

今後、そういう箇所につきましては、自治会長、自治会とも協議をしながら、できるだけ早く対応をさせていただきたいと考えております。

次に 8 点目の町道西村線の舗装が傷んでおり、自転車や歩行者が危険だということで、補修を早くして欲しいとのご質問であります。ご指摘の西村線も、能谷線と同様に平成 9 年頃に下水道の整備により舗装更新され、現在に至っており、現状を確認させたところ、下水道のマンホール廻りや水道の枡廻りに経年により段差が大きくなっている所があるというふうに報告を受けております。全面舗装更新はできませんが、そういう補修が必要な、損傷の激しいところにつきましては、できるだけ早く補修を行いたいと思っております。

次に 9 点目の国道 179 号三日月地区、茶屋地区の自歩道設置について、お願いしたいということで、また、自歩道と合わせて角亀川の河川改修を実現していただきたい。今現在どうなっているのかとご質問であります。ご質問の三日月地区、茶屋地区の国道 179 号自歩道整備は、兵庫県西播磨県民局から平成 20 年度に示された西播磨地域社会基盤整備プログラムにより、桜橋から東側の自歩道整備として位置づけられております。県に確認をいたしましたところ、来年、平成 25 年度から新規要望事業として予算計上をし、今後、地元自治会、土地の所有者、地権者等への説明会などを実施をしながら、進めていくというふうに聞いておりますので、できるだけ早く早期に工事が完了できるようにですね、要望を続けてまいりたいと思っておりますし、また、地元の、それぞれ関係者の皆さんにもですね、ご協力を、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、10 点目の多賀から三ツ尾までの道路改良が途中で中止したままになっているが、今は、何も計画がないというようですが、今後どうするのかとご質問でございますが、ご案内のとおり、播磨科学公園都市第 2 工区の工事が経済情勢によって凍結されたことにより、本件道路についても、県代行事業としてお願いをしておりましたが、実施困難となり現在に至っております。そういう、科学公園都市の第 2 工区についての工事が、当面、凍結されている状況の中でございますので、この道路につきましても、今後は、しばらく様子を見るしかないというふうに思います。

ただ、なお、現町道の上下り線は、周辺整備事業、これはごみ処理施設の関係の周辺整備事業の一環として、未舗装区間の 925 メートルの舗装新設工事を平成 24 年、そして、来年の 25 年度で実施をいたしております。

以上、このご質問に対しまして、この場での答弁とさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） 1 点目の問題につきましては、私と同感だというようなことで、これは、期待をしながら見守っていきたいと思っております。ぜひ、町長、よろしくお願いいたします。

それと、2 点目の件ですけれども、これも、対応していくということなんで、これも、ぜひ一つよろしくお願いいたします。

それから、3 番目ですが、ここが見合わせになっておることなんですけれども、一応、主要工事として挙げておるところです。やはり、これから、どこ通って来るか分かりませんが、ごみ処理の関係で、パッカー車が通るかも分かりませんが、何かのことがあった時の交通の大事なこととして、やっぱり早く解消していただきたいと思っております。ぜひ、県のほうへね、より強くお願いをしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それから、4 点目ですが、橋の高欄がね、中が格子になっておるわけなんです。上が壊れても、鉄筋がザーッと出てね、手が当たったら切れそうになるんですわ。これは、いち早く県のほうへでも言っていただいて、修理をね、やっぱりしていただかないと、子ど

もらが、そこへ手なんか入れたら、多分、ケガされると思うんで、ぜひ、ひとつよろしくお願ひします。町長も、調査さすということなんで、期待をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、5点目ですが、志文地区の長実橋から鈴木精密間の間も、プログラムに入っていないから、ちょっと困難だというようなことなんですけども、特に、明尾の、ちょっと下側いうんですか、橋の下のこっち側の、上がってくれば、真岡さんとこの下になるんですけどね、道の県道が低いんですよね。この前の時でも、ちょっとこう、水がずっと流入したんが、田んぼのほうへ。しょっちゅう、水がかかっているというような状況なんですよね。あれを、ちょっと拡幅してする工事については、そないに何億もかからないし、激安で、多分、できるんじゃないかと思うんでね、ぜひ、田んぼの中へ入らない。そういうふうだけに、もっと、通行しやすい、だいたい、しゃくれているんですよ。あそこね。こう。こんな道は、ええ道じゃないわね。もうちょっとこう、平坦な道にしてもらってね、せめて、それだけでも一つ、やっていただきたいと思うんですが、それは、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願ひします。

町長（庵途典章君） お答えさせていただいたとおり、これ県道なんです。

〔新田君「分かります」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） そこだけということは、県もね、当然、なかなか、実施していただくには、当然、その事業区間、その間をですね、きちっと改良という形で、設計をですね、先ほど言われたような縦断も改良して、平にするとかですね、当然、拡幅もしていくという、こういうことをしていただかなければなりませんので、工事をする時には、当然、そういうふうに行きますけれども、何せ、元々の、この工事の再開、この事業ですね、この志文線に対して、これを早く、このプログラムに、きちっと改めて乗せていただいて、計画的に、その工事、必要な箇所、まだまだ、たくさん残っているんですよ。それを、順次やっていただくということ、これに要望していかなきゃいけないというふうに思っています。

この間、県の土木、または、県民局長にもお話をさせていただきました。今回の補正予算では、そういうところが対応を、今のところ、直ぐにはできないんですけども、よく、そのへんは、要望、今までも聞いてますと。できるだけ、そういうほかの所の工事が、確実に、今、こういう補正予算も含めて、実施をしていけるので、次の、そういう所が終われば、できるだけ最優先でかかって、再度、プログラムに乗せて、やっていくようには、当然、させていただきますという回答はいただいております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 非常にありがたい言葉をいただいたわけなんですけども、ぜひ、町長、もう1期、町長出てもろてね、それで、頑張ってもろて、そっちのほうへ行くように

ね、やっていたらと思います。期待しております。

それと6点目です。これもしょうもないことなんですけれども、ちょっと課長に言えば良かったんですけどね、これも県のことだからと思って挙げたんです。小原橋の親柱がね、四つともこう、後張ったような格好になっておるんですね。それが、ポコッとはがれよんですわ。これ、もし、横へ飛んだら、自動車が事故起こしますわね。だから、1日も早い調査していただいてね、県のほうへ要望していただくように、課長、お願いします。どうですか。ちょっと、答弁して。簡単に。

議長（西岡 正君） はい、建設課長ですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、どうぞ。

建設課長（上野耕作君） ご指摘の小原橋の親柱でございますけれども、私も、早速ですね、現地のほう確認させていただいて、相当傷んでおります。そういう関係でございますね、光都土木の保全2課のほうにも、早速、課長のほうに連絡させていただいて、状況も確認してもらう中でね、早期に直していただきたいということで、要望もしてまいっております。そういうことで、もうしばらくお待ちください。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 本当に、いち早く、はや行かれて見られたということで、非常にありがたいと思います。なかなか、ケツ軽いね。ほんまに、そのようにして、よく動いていただいたら、町民も多分、喜ぶと思います。これからも、ぜひ、この調子で、どこもよく見て回っていただきたいなと思います。

それと、三日月の、この能谷線のことですが、町長がおっしゃったように、ちょうど、横に水でポンプ庫があるんですけども、その手前ぐらいからね、上流に向けて、よく傷んでおるわけなんですけど、ところが、凹んでおる所があるんですけども、ぜひ、補修で、そう大きな金もかからへんのんで、町長、何とかしようかというような感じに聞こえたんですけども、早急に考えていただけるんかどうか、それだけお聞きしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） この25年度の予算にもですね、この町道関係の、かなり、それぞれ傷んでいる所も多いんです。特に、工事を今、やっている所で、傷んでいる所は、なかなか、工事終わらないとですね、また、再度、補修しなきゃいけない状態になりますので、そういう所とは、分けて考えなきゃいけないんですけども、長年、町道も使っていると、かなり傷んで、毎年、維持費としてですね、予算置いて、補修、舗装の点検、部分的な補修したり、それから、非常に傷んでいる所については、全面的な補修、舗装をやり直した

りというような形で、町道管理をいたしております。そういう中で、今年度、25年度におきましてはですね、例年よりたくさん、多くの予算を組ませていただいて、そういう箇所をですね、順次、この能谷線とか、それだけじゃなくてですね、全町の中で、建設課として、管理者としてですね、見て、点検をして、計画的に、町道の整備、補修をしていきたいということで考えておりますのでね、その中で、この能谷線についても、当然、考えさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） どうも、ありがとうございます。

例え、30メートルでもね、凸凹があれば、非常に危険な所があります。ぜひ、そういうところの細やかなところにも、目を配っていただきたいと思います。

また、現地を早急に見ていただいて、30メートルぐらい、もうちょっとあると思うんですけどね、ちゃんと調べて来ていただいておることに対してね、本当に、感謝を申し上げたいと思います。

それと、この西村線のことですが、これもやはり、これは本当に20、30メートルのことなんで、そんなには思わないんですけども、三日月の能谷線と同様ね、何とか、町長、うまいことやっていただきたいと思います。本当にこう、素早く行かれておることに対して、感銘を受けました。本当にありがとうございます。

それから、国道179につきましても、井上議員からも、ちょっとお聞きしておったんですけども、予算計上されとおぞというて、僕も、割合、ちょっと早くに、ちょっと耳にしておったんですけども、それでもあえて、お聞きしたんですけども、これ予算計上されておることということで、即にかかってやろうというようなことで、非常にありがたいことなんでね、もう15年の夢が、やっと叶うというんですか、僕が、議会の議員として出て来れて、これがやっていただくということは、ぼた餅もらうような嬉しい感じですよ。だから、ぜひとも着手していただくように、よろしくお願ひしたいと思います。

多賀から三ツ尾間の、この問題については、元々、早くやるということで、ドンドン進めて来ておったんですけども、あの上流のほうに、ごみ処理施設等をこしらえるというような状況だったんですけども、2転、3転しまして、今の三ツ尾の、現在の所にごみ処理施設ができるということになって、そのまま、何か、行き止まったような感じなんですけれども、あの道は、結構、必要な道路じゃないかと、僕、思うんですよ。上月のほうから、パッカー車で上がって来るにしても、弦谷のほうに回ることから比べたら、そりゃ燃料費でも、10年掛かったら、相当な量で違うんじゃないかなと。そりゃ、工事費が、相当かかると思うんですけども、そんなに、ごつつい金の橋掛けるんじゃないしするんでね、もう用地なんかも、多分、割合スムーズに話できるんじゃないかと思うしするんでね、今でも、道路が通っておるんですか、その拡幅程度でもええし、何か、ええ方法を考えて、あれを、完成していただいたら。これから、テクノ開発して、ますます良くなっていくというふうに希望持っておるんですけども、あの道が広くなれば、南光町の人、上月の人、これは、非常にこう、便利になると思うんです。

だから、この間、ちょっと周辺整備で舗装されておったんですけども、今の狭い間ね、あれを拡幅を、ちょっと、何かの方法で考えていただいてね、あれは、大変利用度の高い道になると思うんで、ぜひ、そのへんも頭に入れて、予算組ですか、何か、いろいろ考えて行っていただきたいと思うんですが、どうでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵途典章君） この多賀大下り線ですね、科学公園都市へのですね、上月方面だったら、最短になります。当時ですね、これを早くやっという事で、相当まあ、期成同盟会も作ってですね、県代行でやろうという事での調査もしていただいた経緯というのは、私も十分、承知をいたしております。

ただ、まあ、今、お話をさせていただいたとおりですね、科学公園都市の第2工区の、その後、開発ですね、これが当面、凍結をされた状況で、県としてはですね、そういう中では、この道路については、今、実施するという事は、これは、今、できないということでの結論が出たわけです。

非常に、いいんですけども、延長もかなりある道路でですね、これを全面的な、この道路改良ということになると、相当の事業費になります。そのへんがですね、ほかの、いろいろと事業もやっという中では、この事業費の、ほかの道路とか、そういう整備との兼ね合いの中で、優先して、この多賀大下り、この線をですね、今直ぐに着工するという事、計画に再度していくというのはね、困難だろうと思っておりますけども、今、お話のように、これは以前からの計画であり、将来的に見ればですね、非常にまあ、道路として、科学公園都市の発展、また、周辺地域との連携においてもですね、そういう位置づけをしなきゃいけない道路であろうということ、認識を持っておりますのでね、決して、それを全て、事業を放棄するというのではなくてですね、その計画を持って、様子を見なきゃいけないということだと思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 今日はね、質問をさせていただいたんですけども、担当課のほうで、いち早く現地を見ていただいて、非常に気持ちのいい答弁をいただきました。

それから、町長も前向きな考え方で話してくれてますし、するとは言わないんですけど、せんともしないという、ちょっと理解のしにくいところもあるんですけども、何とか、前向きに考えていくと解釈しまして、私の一般質問を終わります。どうも、ありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君の発言は、終わりました。

ここでお諮りします。昼食のため、午後1時まで休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

午前 11 時 35 分 休憩

午後 01 時 00 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き、一般質問を続けます。

続いて、4 番、敏森正勝君の発言を許可いたします。

〔4 番 敏森正勝君 登壇〕

4 番（敏森正勝君） 4 番議席の敏森でございます。たいてい 1 番が好きなんですけれども、昼からの 1 番ということで、させていただきたいと思います。

教育行政の柱が重要課題と題しまして質問をいたしたいと思います。合併して約 8 年、未曾有の大水害による河川復旧、姫鳥線開通、ようやく始まった国道 179 号線徳久バイパス、太陽光発電装置、建設的なことは目に見えて良くなることは間違いありませんが、佐用町の保育園・学校規模適正化による教育行政改革、明治維新ならぬ教育維新としてでも言おうか、数多い学校をまとめようとするのは問題が多様化し、複雑で大変な改革であることは、言うまでもありません。

しかし、佐用町総合計画の後期基本計画も 24 年から 28 年度の 5 カ年計画で 1 年が過ぎようとしています。

町民参画のまちづくりを始め、行政組織の効率化など、全体計画となっておりますが、その中で教育行政は点数に表せないものであり、現在から未来へ方向性を変える教育が必要ではないかと思えます。

特に、最近、報道によると道徳教育の必要性を感じる、今日この頃ではないでしょうか。

これらを踏まえ、この後期基本計画のうち、第 6 節、生きる力と豊かなところをはぐくむ教育と文化のまちづくり。基本計画に記入されていない、いじめ対策。学校規模適正化について、この 3 点を教育行政の重要課題と認め、取り組み状況を伺います。

議長（西岡 正君） はい、それでは、教育長、答弁願います。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） 失礼します。敏森議員のご質問にお答えする前に、昨日、12 日、中学校の卒業式がございました。議員の皆さん、そして、地域の各団体の方々、ご臨席を賜りまして、無事終えることができました。お礼と感謝を申し上げます。

また、3 月 12 日には、小学校の卒業式がございますので、それにつきましても、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

〔「21 日。12 日言うた」と呼ぶ者あり〕

教育長（勝山 剛君） 21 日でございます。申し訳ありません。

それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1 点目の佐用町後期基本計画の第 6 節、生きる力と豊かなところをはぐくむ教育と文化のまちづくりについての取り組み状況でございますが、ご承知のように、佐用町総合計画は平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間の長期的なまちづくり計画として、ひとまち自然がきらめく共生の郷佐用を、住民と行政との協働によって構築し、町民誰もが、佐用町に生まれ育ったことを誇りに思い、いつまでも佐用町に愛着を持ち続けられ

る魅力あるまちづくりを進めていこうとするものでございます。

第6節、生きる力と豊かなところをはぐくむ教育と文化のまちづくりにつきましては、前期基本計画の教育に関する事項について、小中学校施設・設備の老朽化への対応や少子化による児童・生徒数の減少に伴う適正規模の検討として、学校施設の耐震化と合わせた大規模改修や佐用町立学校適正規模検討作業部会による検討のための課題整理・資料収集・進め方等が報告されました。

これを受けて、後期基本計画、平成24年度から28年度の策定に先立ち、改正教育基本法第17条第2項の規定に基づき、昭和41年の佐用郡教育委員会発足以来の理念、夢ある教育を佐用町教育振興基本計画の基本理念として、平成23年度に策定をいたしました。

こうしたことから、後期基本計画につきましては、佐用町教育振興基本計画の五つの重点目標に対する施策を記載して、町行政の基本計画と教育委員会の計画との整合性を図り、一般行政と教育行政が一体となって、佐用町の長期的なまちづくりを推進するものでございます。

その教育振興基本計画の取組み状況等につきましては、第52回9月定例会の報告第6号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等についてとして、報告をさせていただきます。

次に、2点目の教育基本計画に記入されていない、いじめ対策についてでございますが、いじめ対策という表現はございませんが、子どもの内面的理解に基づく生活指導の充実や人権文化の創造として表記しており、人権教育、道徳教育の中で、関係資料を活用し、発達段階を考慮して授業や体験活動の中で指導しており、命や人権を大切に育てているところでございます。また、子ども達が学校で活用しております兵庫県版道徳教育副読本を家庭でも活用し、保護者等との連携を図っているところでございます。

また、いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題であることを、十分認識して、早期発見・早期対応、いじめを許さない学級、学校づくりに努めるよう指導しているところでございます。

各学校におきましては、児童生徒に対して生活アンケート、いじめに関するアンケート等を定期的実施し、また、日頃から、生活ノート等により、児童生徒の小さな変化を見逃さず、早期発見に努めております。また、国立教育政策研究所が出版しております校内研修ツール等や兵庫県教育委員会が作成しております教職員用いじめ早期発見・対応マニュアル等を活用するなどして、教職員の研修の充実を努めているところでございます。

3点目の学校規模適正化についてのご質問でございますが、学校規模適正化の取組状況につきましては、町議会、学校・保育園規模適正化調査特別委員会におきまして、進捗状況の報告、併せて、懇談会等の協議経過や懇談会の記録を提出させていただいたところでございますので、ご理解をお願いし、この場からの答弁とさせていただきます、どうぞよろしくお願い申し上げます。

[敏森君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

4番（敏森正勝君） まあ、縄文時代から弥生時代、昔のことなんですけど、その頃より人の教育が行われておまして、目で見て、耳で聞き、実行することによって、3要素としての教育が始まったものと考えております。

この基本計画は、何回も調整し、作成されたものであり、夢ある計画だけで終わってはいけません。もう少し、この中に書いてあることが、理解しがたいこともありますので、

確認をさせていただきたいなというふうに思います。

前期基本計画で取り組んだ、まちづくりの方策を踏まえ、後期基本計画が作成されておりますが、その中で、より良い教育環境の整備と題して、現状と課題をはじめとする主要施策の方針を掲げて、24年度から5カ年計画を策定しておりますが、この基本計画は、1年間で、約何パーセントぐらいできたかということをお聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 何パーセントと言われましてもですね、これは、なかなか、言い難いものがあります。それは、例えばですね、学校で言います教育課程、カリキュラムの中で、子ども達に教えるべきこと、これは、1年間、計画的にですね、きっちりしております。

しかしながら、それが、どれだけ定着したかとかね、そういうことについては、なかなか量れるものではございません。

で、もう一つ言うならば、夢ある教育が、夢に終わってはならんと、そういうお話もありましたが、私は、そういう見方をしておりません。

私の夢ある教育の考えは、根底は、子ども達に、そういう前向きな気持ちを、いつも抱かせたいというのが、基本でございます。形あるものは壊れます。しかし、壊れないように、しっかりと自分が一生生活するまで、年を重ねるごとにですね、それを大事にしていく。そういうことも、私は、教育の一つではないか。そのように考えているところでございます。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

4番（敏森正勝君） この計画は、5年間を目標にして計画をいたしております。必ず、その通りになるとは思っておりませんが、目に見えないところもあり、点数に表すことができないのが、教育であるというふうに思っております。

町の総合計画は、5年間で100パーセントできたとすることが望ましいけれども、教育問題は、そうではないだろうというふうに思います。

教育問題は1年間で100パーセント、5年間で500パーセントにならないければ、計画止まりでやったということにはならないのではないかなというふうに思いますが、そういうことにつきましては、どうでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） すいません。失礼します。

教育長も、ちょっと答弁の最初のところに言ったんですけども、この全項目にわたる政策

はですね、教育委員会評価と連動させております。

で、昨年の9月にですね、教育委員会評価の報告をさせていただいたんですけれども、全般的には、A B C D ランクがあって、外部評価も入れた中では、相対的にB評価ということです。B評価というのは、ほぼ目標どおりだったということなんで、教育長が言いましたように、単年では、達成できない目標もありますけども、単年、単年の目標を、それぞれ、一応、相対的にはですね、評価委員さんのしん言を受けたところでは、B評価の総合判定になっているという状況でございますので、この積み上げをですね、毎年、5年間できていけたらなということで、今、注意しているのは、Cランク、Dランクになっているところ、ここを注意して、次年度以降ね、また、学校側のほうに指導をしていきたいというふうに考えております。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

4番（敏森正勝君） 僕が考えておりますのは、例としてね、建設関係で橋を作るような場合には、確かに、下部工であります橋脚とか、それから、橋台といったものは1年目ということで、はっきりしております。

それから、2年目につきましては、上部工完成で2カ年契約となりますけれども、教育というのは、そういうわけにいかない。教育は、毎年、児童、生徒は卒業したり、進級しますので、1年間で100パーセントにしないと、その子ども達は、中途半端な教育しか受けられていないというふうに思うんですけれども、そういった方向につきましては、どうでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 敏森議員が、おっしゃるとおりだと思います。

1年間、1年間、しっかり100パーセント目標をもって、教育をしたい。する。これは、もう変わりません。

しかしながら、例えば、中学校3年生であれば、3年生が卒業して、新しい、また、1年生が入って来ると。学校全体としては、また、メンバーが3分の1違って来るわけです。教職員も違います。だから、10まで上がって、11からスタートするんじゃないんです。必ず、下がって来るんです。全体的に。

だから、例えば、4月当初、1カ月、2カ月、それで、どこまで昨年度の10に近づけるか、その土台を、まず、1学期の前半に作っていく。それから、どれだけ伸びるかなんです。ですから、ずっと本当は、積み上げていきたいんです。10年経てば、ここまで行きたいんです。けれども、どうしても1年で、ちょっと下がる、これの繰り返しなんです。

ですから、例えば、1年生、新しい年度になって、全体的な方向を出して、それぞれの学年で指導して行きますけれども、中学校1年生と、2年生、3年生との生活的な実態とか、そういうことも違いますし、それを全体的に高めていこうとするのには、相当時間が掛かる。何回も繰り返していかなければならない。そういうことがございます。

それから、物を作る時に、橋を作るのには、計画的に、何日間かあって、ずっと下から積み上げて行って完成します。で、地域の人が、便利になったり喜んだりする。それが、

評価につながるわけですから、学校という所は、私は、そうではない。

もっと言うならば、義務教育9年間で培ったこと。これが全てではありません。ものの見方、考え方を、そこで学んで、そして、高校や、また、社会に出てですね、繰り返しながら、このことが、こうだったんだなということ、社会へ出てから、もう一度、確認しながら、人間というのは成長していくものだと、そのように理解しているところです。

と言うことは、言いかえれば、じゃあ、社会へ出て、それでいいじゃないかと。勉強するんだから。そういう意味で言っておるのではありません。義務教育の基本的な学習やとか、基本的な生活習慣だとか身につけること、たくさんあるわけで、それを少しでも、一つでも二つでも身につけて、卒業して行って欲しいと、そういう思いであります。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

4番（敏森正勝君） この基本計画の中にも書いてあるわけなんです、ページ 29 ページを見ますとね、学校・園・家庭との連携と確かな学力の定着の中で、保護者との連携を密にし、学校・園・家庭が一体となって、夢ある教育の実現に向け、取り組みを進めますとなっておりますが、こういったことにつきましては、夢ある教育につきましては、先ほども言われておりましたとおり、今始まったものではありません。半世紀近く、夢ある教育に取り組んでいるはずにもかかわらず、実現に向け、取り組みますということを書いてありますので、国語というのは、1字違ったら意味も違いますし、そういうことから言いますと、この分を見ますと、これからがスタート地点ということかなというふうに、今まで、どうしていたのかなというふうにも思うわけなんですけれども、こういったことにつきましては、どうでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先ほど来、甲しておりますように、今までも夢ある教育、前向きな気持ちを持たしたい。そういうことでございますので、改めて、ここに書いておりますけれども、そういうふうにご理解いただいたらと思っています。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

4番（敏森正勝君） この計画につきましては、夢だけで終わってはならないというふうに思いますし、目標であっても駄目であるというふうに思います。

実現しなければ、計画止まりで、ゼロとしか言いようがありませんので、できるだけ一生懸命に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

ページ 28 ページにですね、現状と課題では、地域の教育力や家庭の教育力の低下、不登校など、さまざまな課題がありますと書いてあるんです。学校教育のみならず、家庭教育や地域での教育についても改革が必要であるとして、初めて教育基本法が全面改正されましたというふうに書いてあるんですが、地域の教育力、家庭教育力の低下、ここにも口

で言うんではなくって、こういうように書いてあるんですね。そういうことについて、含みを持った言い方かもしれませんけれども、これにつきましては、教育委員会が、これは認めているというふうに、僕は、思っているんですけども、どうなんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 文末に書いておりますように、教育基本計画が全面改正されたのは、そこに書いておりますようなことからです。

ですから、これは、全国的に教育基本計画を改正する時に、先ほど言いましたような、家庭の教育力の低下や、不登校や、様々な課題があって、だから、教育基本法を変えなければならん。そういうことでございます。

ですから、佐用町の教育委員会が、どうのこうのというものではありません。

しかし、このことについては、私達の生活している佐用町にも、少なからず関係はある。例えば、不登校もあります。一生懸命、お父さん、お母さんが、子どもを育てておられますけれども、経済的な理由だとか、いろんな課題が、各家庭にはございます。そういう認識を持っておるということでございます。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

4 番（敏森正勝君） この後期基本計画は、総合計画というのは、これ佐用町の問題なんです。ここの中に、書いてあることを、今、言うておることなんです。

あのね、今、教育とは何かということなんですけれども、学校教育だけでなく、社会教育全般にわたる問題ではないかなというふうに思うわけです。

地域、家庭教育の低下を認めて、この後期基本計画に織り込んだものであるというふうに思います。

道徳教育、先ほども話ありましたが、家庭教育ができていないことを忘れてはならないなというふうに、僕は、思っております。この文言が出て来るのは、なぜなんだろうかなと。これは、第三者が計画書を書いたものではありません。再度言いますが、教育委員会が書いたものではありませんか。

道徳教育や家庭教育の研修会、あるいは研究会は、年に何回ぐらい行われているか。夏休み期間中は、比較的、行事が取りやすい時ですけども、今の現状を教えてくださいと思います。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） まず、道徳教育の研修でございますけれども、3年ほど前から、特に3年、その前ですね、兵庫県の教育基本計画が策定された時に、県議会でも、いろいろと話題が議論されたところによると、道徳教育の必要性、このことが、大きくクローズアップされました。

なお、先ほど言いました、兵庫県の道徳教育副読本、これについてもですね、相当吟味されて、各学校に、子ども達に配布されたところです。

そして、そういう副読本を通して、子ども達だけではなくって、親にもですね、それは、家庭に持ち帰って、お父さん、お母さん、また、家族の人にも読んでもらったり、そして、学校で勉強したことを、各、家族として、家庭として、一緒の話題になって、話題にして勉強すると、議論すると、そういう方法を、今、取っております。

教員の研修につきましては、町内でも道徳教育研究会、そういうものを持って、議論しておりますし、実際に、道徳事業を重ねております。

特に、道徳の授業は、担任だけではなくって、校長以下、職員、全ての者が、道徳教育はできると、しなければならんという、そういう認識のもとに、各学校では、担任外の教員も、子どもの前に立ってですね、道徳の時間、1時間、資料を通して、研修、また、学習をしていくところです。以上です。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

4番（敏森正勝君） ページ29ページにですね、学校・園・家庭との連携と確かな学力の定着ということで、確かな学力をはぐくむために、児童生徒の発達段階や個性を考慮し、家庭と連携を図りながら、次です。一人ひとりに応じた学習指導を展開しますということが書いてありますが、どのような方法で進められているか。特にですね、今、規模適正化で話されておりますけれども、大規模校になると、一人ひとりに応じた学習指導ができるのか。矛盾した話ではないかなというふうには思うわけです。

基本計画に記入している一人ひとりに応じた学習指導を展開することと、大規模校にすれば、学習指導ができるのか、このへんが、コントロールされていないのではないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 敏森議員もご存知のように、学習形態というのは、30人のクラスであれば、30人全体で学ぶこと。そして、それを3等分して10人、10人グループにして、学ぶこと。そして、更には、1対、2人なら2人で議論しながら学ぶこと。また、1人と先生が、1対1で、指導していかなければならんこと、いろんな方法があるかと思えます。

で、ここで、確かな学力の定着と言っておりますのは、一人ひとりに応じた、だから、10人おりましたら10人の理解力、また、勉強の仕方、全て、違います。

例えば、一人の子は、家庭学習、2時間、3時間している。一人の子は30分程度で、同じ学年であってもですね、そういう差も現実にございます。そういう中で、一つの課題を、例えば、算数の問題を10問解くんに、30分かかる子、1時間かかる子、様々でございます。そういうことを、一人ひとりと向きあいながら、やっぱり勉強の時間は増やしたほうがいいよとか、で、そのことを家庭に、しっかりと連携、伝えながらですね、お父さん、お母さんにも、また、おじいさん、おばあさんにも協力を願いながら、そういう時間の確保やとか、落ち着いた環境づくりを作ってもら。そういうことを目指したいということでございます。

[敏森君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

4 番（敏森正勝君） 今度、ページ 29 ページのほうに書いてあるわけなんです、社会の変化への対応力の育成ということですね、社会の中で、情報が果たす役割や影響を十分に理解し、便利で安全な情報社会の創造に参画できる能力を育成しますということを書いてあります。

義務教育の中で、情報教育は、その一部であり、特に、急速に伸びて来たのが、パソコン社会とでも言っていると思います。

書類でも、手書きでは通らない状況であることは、言うまでもありません。

しかし、人としての便利さが主となり、考える力、応用力がなくなり、機械に使われる状況ではなかろうかなというふうに思います。

手を使い、考えることによって、間違いから救われるのではなかろうかというふうに思いますが、昨日も、中学校の卒業式がありました。義務教育は、15 歳が節目であります。年齢別称号から言って何て言うんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） ちょっと、最後のほう、聞き取りにくかったんですけども。申し訳ありません。

[敏森君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

4 番（敏森正勝君） 昔から言われている、年齢別称号は何と言いますか。

[敏森君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

4 番（敏森正勝君） 人としての基本である基礎学力を卒業する時であります。

15 歳を皮切りに、15 歳というのは、志学と言います。志に学ぶと書いて志学と言いますが、人としての決められた基礎を学ぶのが 15 歳までと、昔の人は、よく考えたものであるというふうに思います。

これが一番の重要な時期であるというふうに、僕は、考えておるわけなんです、人が、人に生かされている。一人で大きくなったのではない。感謝の気持ちを忘れてはならないという気持ちが大事ではなかろうかなと。それを定命、定められた命というふうに僕は、思っておる。

人としての価値観のある人物にならなくてはならないし、教育を受けなければならないということでもあります。

で、ページ 30 ページにね、関係機関との連携では、家庭・地域の教育力の向上を図りますとなっておりますが、これからがスタート時点ですか。今までに家庭教育が地域に貢献する人づくりと生きがいを主体に 100 パーセント、他機関と連携し、前向きの姿勢がないと、教育の本物とは言えないと思います。

また、基本計画には、できないことを書くのでなく、将来、大人として恥ずかしくない教育の基本を全うできるような計画書にして欲しいというふうに思います。

25 年度から、パーセントのことばかり言うようですけども、100 パーセントにしていたきたいなというふうに思います。

次に、テレビ・新聞等で報道されている、いじめ問題についてお伺いしたいと思います。町内、小中学校における件数を、先般、聞きましたけれども、再度、お知らせ願いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） いじめにつきましては、24 年度当初からですね、先般報告しましたように 50 件であります、50 件のうち、解消したというものについては、ほぼ解消し、しております。継続のものが数件ございます。以上です。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

4 番（敏森正勝君） いじめの仕方につきましては、様々でありますけれども、自殺に追い込むほどのものから、軽度のものまで、教育長が、これはいじめだと計画したものは、全てが同じものとするのが、一般的な考えであると思います。

今までの、いじめを解決しようとする考え方は、どのような方法を取っておられるかお伺いしたいと思います。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） いじめは、1 対 1 から、1 対多数と、こういうことが考えられるかと思えます。

また、年齢、同年齢ではなくって、年齢が違うもの、上級生、下級生の関係もございませう。いろんな絡みがあります。

で、私が、経験したのは、1 対 1、1 対複数であってもですね、その該当する子どもだけに指導しても駄目だということです。

特に、学校は、集団の場で生活しております。周りの者、ほかの子ども達にもですね、

ある程度の概要を話しながら、みんなで、悪いことは悪いと言える、そういう環境づくりをつくっていく。これが、学校現場では、一番大事かと思っております。

[敏森君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

4 番（敏森正勝君） 先ほど、件数を聞きましたが、50 件というような話がありました。件数につきましては、大きな過失ではないかなというふうに思います。すなわち、失策であるというふうに思います。

教えなくても、複数の人数になれば、良いことを考えるのではなくって、悪い道に走ろうとする。なぜ、このようなことを考えるのか。教育行政に携わるものとして、これから先、どう考えられるのかなというふうにも思います。

国では、いじめ対策法案が考えられておまして、佐用に限っておりませんが、人としての基本が教えられていないから、社会の常識に劣るように思えてなりません。

一般論ではなくて、それぞれ、いじめ問題が、多種多様化していること、その原因は何かと。気丈な者には手を出さない。口数が少ない者に弱い物いじめ。そういうことが多いのではないかなというふうに思います。

最近、ある人が言われておりましたが、1人でなく複数になれば、教師が止めるよう言っても聞かないと。これは、一般の人が言われたんです。教師と友達感覚でいるから、痛みを知らない。半世紀前は、そうではなかったなというふうに思うんですが、最近、そういうことが、非常に多いのではないかなというふうに思いますが、そういったことにつきまして、何か、ありましたら、お知らせください。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） いじめの、また、先ほど、敏森議員、言われたように、先生の言うことを聞かない。もっと、言葉変えれば、先生に反抗するとか、そういうことだろうと思うんですけども。

すいません。ちょっと思い出しましたので。

そうなんです。いじめは、表面に、なかなか出て来ないんです。そして、出たとしても、現象だけ捉えたら、その子どもが悪いわけです。けども、その子どもが、友達をいじめるに至った経緯を、ずっと見ていくと、いろんな問題があるんです。いろんな問題があるんです。これは、幼児期からなんです。ほぼ、私は、今、経験から、ほぼ、そういうことを考えていっていいと思っています。

それから、もう一つは、いろんなことを指導していく先生に反発をするとか、聞かないとかいうの。これも、ずっと調べていくと、小さい頃からなんです。

例えば、もう何十年も前になりますけれども、私、中学校現場で教員しておる時に、なかなか、一つにまとまらない学年がありました。ずっと探っていくと、小学校時代に、もう、困ってしまったと。先生の言うことを聞かんで、ボイコットしたというようなことも聞きます。けども、それは、なかなか表面に出て来ないんです。

で、学校の先生は、どうしても、今のことを、思ってしまうんです。けども、ずっと小さい、1年、1年、前のことを見ていくと、そういう事象が、どこかで表れておるわけで

す。虐待もしかりです。そのへんのことを、今の先生達も、いろんな事例研究の中でですね、知って、幅広く対応していこうと、そういう気持ちで努めておますので、ご理解いただきたいと思います。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

4 番（敏森正勝君） 先ほども話がありましたが、いじめは、1人で1人をいじめるのではなくって、複数の人数によって始まるが、自分がいじめられたら困るので、いじめようと思っていなくても勢力の強い者がやっていたら、そのほうについて、いじめてしまうと。そういったケースが多いのではないかなというふうに思います。

義務教育だけでなく、大人の世界でもいじめがありますが、義務教育の時代に、正確な方向性を固める教育が必要ではないかなというふうに思います。

それは、基本とする教育上の問題であり、指導方法をどのようにするか考えていかなければなりません。

何回も言うようですが、学校教育だけが教育ではない。社会教育が成り立っていないだけに、欠点が生じるのではなかろうかなというふうに思います。

先般の教育さよらの第 16 号で、教育の原点は家庭からと題して、家庭は、全ての教育の出発点であり、常に、子どもの心のよりどころとなるものですというように書いてありました。そのとおりであると、僕は、思っております。

どこの教育委員会も、教育課がない教育委員会は、ほとんどありません。教育そのものを重要視されていないのかなというふうにしか言えませんし、また、教育長は、教育委員会に、教育課が必要ないと思われておりますか。社会教育課がないと、必要ないというように思われておりますか、どないですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） そのようなことは、思っておりませんし、で、18年に、私が教育長になって、させていただきまして、当時、6月議会、9月議会でもですね、社会教育課を教育委員会にというお話もお聞きしました。

私は、頑として受けますとは言いませんでした。それは、なぜかと言いますと、統合、町村合併、合併協議の中でですね、地域づくり協議会、社会教育は、その町長部局に移管してやると、そういうことが決まった矢先でもありました。ですから、私は、今の体制の中で、教育委員会ができること、これを精一杯やろうと思って、今に至っているところでございます。

社会教育、学校教育と言うならば、二つが両輪であるということは、基本には、変わりありません。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

4 番（敏森正勝君） 時代の流れにしてしまうのか、一つは、家庭教育ができていないということに、一つはあります。

やっではないけないという判断力に欠けているように、思うわけです。

後期基本計画の中に、家庭の教育力の低下と書いてありましたが、分かっておきながら、社会教育がおろそかになってはいないかなというふうにも思うわけです。

人道的立場から言って、教育委員会に社会教育課がないと。社会教育の中で、人として、常識的なこと。一般論を教えるところがない。かみしめて、味わうだけの奥歯がないということでもあります。だから、直ぐ、飲み込もうとする。後先を考えようとししない。自分の都合しか考えない。新たな気持ちを大切に聞く耳を持たなければならない。いじめ問題は、学校だけでない。幅広い社会の中で、いじめがあってはならないんです。必要なのは、心の教育が重要なのではないのでしょうか。

道徳の時間は、週に1時間だけでしょうか。何時間ありますか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 年間 35 時間でございます。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

4 番（敏森正勝君） 35 時間ということなんです、これだけ社会問題になっている時に、道徳教育は、少し、少ないのではないかなというふうにも思います。

最近、いじめだけではなくって、体罰問題が出ております。いじめれば強くなるのでしょうか。少しでも良い結果を残そうという気持ちが、体罰として出て来ております。

痛みをバネにして、二度と同じことをしないように、頑張ろうという気持ちと、気の弱い者は、指導者が悪いように言う時もあり、自分が悪くても、人のせいにしてたりで、団結心がなくて、かばう心を知らない。現在の世の中ではないかなというふうにも思います。

義務教育の中で、本当の人づくりに力を入れていただきたいというふうにも思います。

教育基本法でしたかね、体罰をしてはならないとなっておりますが、後で、また、お聞きをしたいと思いますが、何条かなということをお知らせいただきたいというふうにも思います。

国の 25 年度の予算案の中に、いじめ対策拡充をはかるため、スクールカウンセラーの配置で 47 億円。道徳副教材、心のノートの配布を復活 8 億円など、再度、いじめ対策に力を入れてきております。しかし、現場としても、同じように、対応策を考えていかなければならないのではないかなというふうにも思います。

これから先、いじめがない学校、いじめがない地域にしていかなければなりません。これらを全力で取り組んでいただきたいというふうにも思います。

次に、学校規模適正化の件であります、合併以来、急速に進んでいるのが過疎化問題であります。過疎化が進むにつれ、学校統合もやむを得ないと思っている人達が、多いのではないかと考えます。統合には、長所も短所もあり、長所は、統合すれば解決するが、短所は、そういうわけにはいかない。よくよく考えた上で、慎重に決定すべきと思います。

しかし、最終的には、子どものためと、よく言われます。子どものせいにしてしまうの

は、どうかなというふうに思いますが、私達を含めて、どのようにして、この地域を守っていくか、責任があるのではないかなというふうに思います。

問題は、地域の過疎化を大きな過疎化にしようとしているのが、今の教育行政のあり方ではないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） そこまで、私は、考えてないと言え、言いすぎかも知りませんが、それよりも、子ども達の、今の学びの環境を、少しでも整えてやりたい。そういう思いのほうが、ウエイト大きいです。

で、敏森議員言われたように、いろんな長所、短所あります。長所 100 パーセントにしなさいと言われても、これは無理です。ですから、今、計画を地域に、また、議員の方々にもお出しして、多くの人の意見を聞きながら、時間をかけて、もう 10 何回も議論していただいているところもあります。プラスアルファ、本当に、小集落で議論していただいているところもあります。そういう意味です、少なくとも、長所を多くしながら、短所があるならば、それを少しでも解決しながら、子ども達の教育環境をしていきたい。それが、結果、地域の過疎に本当につながるのであれば、それは許して欲しいというのが、私の本当の気持ちです。

[敏森君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

4 番（敏森正勝君） 昔から、川沿いに道路ができ、三河の場合ですね、地域の中心部に役所をはじめとする郵便局、土木事務所、法務局、農協、学校、病院、銀行等があり栄えてきた。それが、統合等により、全てとは言えないが、なくなっていることは、珍しくありません。

しかし、集約する計画は、それぞれ意味あつてのことではありますが、学校がなくなることにより、その地域に与える影響はどうかと。何が考えられるか。

廃校になった校舎をどうするのか。

また、若い校長先生、あるいは教頭先生、養護教員、事務職員をどうするのか。

問題は、山積しているというふうに思います。

人数が少なくなれば、その児童生徒に、どう影響があるか。

また、それとは反対に、児童生徒が多くなれば、どれだけの影響があると考えられるか。今でもあるいじめが、増えるかもしれない。それは、推測かもしれませんが、そういうことが言えるのではないかなというふうに思います。

先般の一般質問でもありましたが、例として、宍粟市との組合立である三土中学校生徒は 41 名。先日、学校へ行った時、14、15 名の生徒が、玄関先におりました。そこを車で通ろうとした時に、左右両側に 1 列に並んで、一斉に頭を下げてくださいました。それも生徒数が少ないだけに、教師も隅から隅まで見えている状況ではないかなというふうにも感じましたし、勉強にしても、宍粟市では、平均点で言えば、トップクラスという位の生徒であると聞いております。

少数の学園であっても頼もしさがある。部活にしても一生懸命やっているところに結果

が出ている。少人数であっても、充実感を与えている先生達に敬意を表したいなというふうに思います。

このような学校にこそ、いじめは、存在しません。昨日も、卒業式に行った時に、いじめありますかというふうに聞きましたら、いじめはありませんというふうに言われました。

もう一つ、考えておく必要があるのは、最終的に中学校1校と考えられておりますが、1校であれば、対抗心がなくなる。また、教師も移動がないだけに、マンネリ化してしまう可能性があるというふうに思います。

教師の意見は、統合すべきと考えている人が多いのかなというふうにも思いますが、校長と、教諭との考えも違うはずです。

統合は、地域住民との協議の上に、納得のいく説明が必要ではないかなというふうに思います。

石橋をたたいてみるだけでなく、四隅を調べ、ひびが入っていないかどうか、見た上で、結果を出すべきではないかなというふうに思います。

最後に、それぞれの地域における考え方、また、若年層と高齢層との考え方の違いなど、いろいろと問題は山積しておりますが、今まで考えてみますと、地域の特色ある対応に覆われており、これでいいのか。再度、検討する必要があるのではと思われま

す。佐用町として、合併以降、先ほど言いました、未曾有の水害をはじめ、範囲が広い地域だけに、それぞれ問題も多く感じられますが、それらの対応だけでなく、何が原因で少子化になったのか。高度成長に反比例したことになっているように思えてなりません。

地理的条件にしても、佐用は、中国道、姫鳥線、また、姫新線、智頭線、国道373号線、179号線など、中心部に集中し、産業開発には、良い環境の下ではありますが、企業が来ない。働く場所、雇用機関がないだけに、人口も減っていくという感じではないでしょうか。

将来の夢を見た、新しい発想を考えてみる必要があります。そうした中で、一番重要なのは、人づくりであり、いじめがあってはなりません。

再度、くどいようですが、義務教育は、人としての基本を教える機関であります。土台は、しっかりしていても、それに合う柱がしっかりしないと、丈夫な教育とは言えません。人に忠実になれ、真心を持って聞く耳を持ちなさいということではないでしょうか。

また、自分の都合しか考えない。信用ない者に福はないということ。

そして、己の欠点から目を離すなど。自覚しろということではないかなというふうに思います。

人生に磨きをかけ、将来を夢見て、前向きの姿勢で、この佐用町を動かしたいなというふうに思います。

将来に向けて、教育行政を、どのようにしていこうかとしているのか、もう一度、教育長の案をお聞かせいただいて、終わりたいと思います。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） たくさんのことをお話されたので、ちょっと頭が混乱しておりますが、義務教育、人としての基本、これは、敏森議員、おっしゃるとおりだと考えております。

その中で、何十年か前から、個人を大事にということが、ずっと出てまいりました。

当初は、学校教育というのは、集団で高まるんだと、集団教育、連帯責任というようなことが、ずっと言われてきました。

今、多分、学校で、連帯責任という言葉を使う教師はいないと思います。何なのか。

けど、運動会や、いろんな文化祭をした時には、集団の高まりを狙っているんです。気持ちを高めようとしているんです。悪いことした連帯責任、このことは、今、ほとんど皆無でないかと考えております。

そういうことが、それがいいとは、私も言うておりません。しかし、個人を大切にすること、自己主張があるわけです。それを聞き入れてもらえなかったら反発するんです。

集団で高まるということと、個人の自己を表現するということとのバランスを、しっかり私たちは、見ていかなければならんと考えています。これは、家庭教育でも一緒ではないか。地域社会でも一緒ではないか。そのように、思うところです。

もう一つ、教師が、学校統合を、どう考えているか。一人ひとりの先生は、いろんなことを考えていると思います。このままであって欲しいな思う人もおります。いやいや、そうではないと。もう少し、大きな集団の中で教育をしたいと思っている先生もおります。

しかし、何回も言うておりますように、その是非について、議論の場に入ることは、私は、良くないと判断したわけです。

教師は、目の前にいる子ども達が、どういう環境であれ、一生懸命する責任があると、そういうとらえ方をしております。

言葉足らずですけど、以上です。

議長（西岡 正君） はい。

4 番（敏森正勝君） ありがとうございます。

議長（西岡 正君） 敏森正勝君の発言は終わりました。
続いて、12 番、岡本安夫君の発言を許可いたします。

〔12 番 岡本安夫君 登壇〕

12 番（岡本安夫君） 12 番、岡本安夫です。

私は、今回、眠れる日本の宝の山・林業の再生への挑戦について質問いたします。

平成 24 年、昨年 11 月 13 日、NHK のクローズアップ現代では、ドイツの林業を例に挙げて放送があった。

概要は、ドイツでは林業が自動車産業に匹敵する基幹産業となっている。森林の面積は日本の約半分であるが、83 万人の就労者があり成長産業となっている。一方、日本の就労者は 8 万人である。ドイツでは、フォレスターと呼ばれる森林官が全国的に配置され、IT 機器などを使いながら需要、つまり住宅メーカーのニーズを把握し、計画的に森林の伐採を行っている。

今の企業、住宅メーカーは、製品の精度とか規格と品質を強く求めている。日本でも、その精度と品質の点では、価格が高くても外国産の木材を使っているのが現状だそうです。ドイツでは、伐採と買い手が強く結びつき林道の整備、森林所有者や森林の質と量を把握し、計画的に伐採し、最後は、バイオマス利用として利用する。更に、地産地消の範囲となるように 50 キロ以内に製材所を配置するような、システムができ上がっている。

ドイツのフォレスターは、山林の所有者のために働く人だそうです。そして、マーケティングやコンサルティングをしているそうです。この役割を果たすのが、日本では森林組合であると思います。しかし、今のほとんどの森林組合は、公共事業的な補助金のつく事

業をこなしているのが現状である。

日本の山は、これまで植林してから年数が経っていないので、木が若すぎたらしい。これからは、大きく太くなっているので、本当の意味での材木として使えるように成長している。しかし、日本では、ドイツのようなシステムができ上がっていない。特に、林道の整備ができていないので、搬出と運搬に大変なコストがかかる。従って、計画的な生産ができないので、競争力がないとのことでした。

この時の放送で、私は、以前、一般質問したことがありました、西栗倉村の百年の森林事業が紹介されました。そこでは、森の学校というところで、木材の加工と販売の体制をつくろうとしたが、買い手のニーズに製品の品質が達していないので、新たに、乾燥機や精度の高い工作機械を導入し、品質の向上に努めている。更に、森の学校の職員が自ら住宅メーカーや木を扱うメーカーに出向き、自社の品質をアピールしながら、商品の開発もされているというようなものでした。

日本の森林は、今、手をつけないと荒廃するだけである。宝の山にするか、今、まさに瀬戸際であると言って締めくくられた。

そこで、佐用町の森林が宝の山になるような施策はという質問であります。

町長は、申山の太陽光発電のパネルを支える架台に、日本で初めて間伐材を使用するという木材の需要の喚起という点でも、本当に素晴らしいアイデアを発揮されました。また、今年の商工会の賀詞交換会をはじめ、色々なあいさつの折や、また、昨日の佐用中学校の卒業式の祝辞の中でも、防災、減災、雇用の場として、佐用町の森林の活用と整備の必要性を説いておられます。石堂県議も同じように日本海水の木質バイオマス発電の燃料に佐用の材木を供給することに期待され、そのための体制づくりが必要だと言っておられました。

昨年からの森林整備事業が、同じメニュー、つまり、森林経営計画の作成が必要だということが継続されるなら、佐用町のところでは、当然、この国の事業に乗っかるようにしていかなないと駄目であると思います。

仮に、日本海水に年間1万トンの材木を供給しようとする体制をつくるならば、まず、1点目に、森林組合が、まず、森林計画を作る。

2、団地内で50パーセント以上の森林経営委託契約、つまり地権者や森林所有者の同意。

そして、3、その事業を実行するための作業班等の確保。

以上の3点が、まず、必要と考えますが、これらの体制づくりに、どう取り組まれるかお伺いいたします。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員からの森林問題に対するご質問で、お答えさせていただきます。

森林の再生、日本の宝としてですね、今後、この森林を活かす。どうしたらいいかという、非常に難しい、また、大切な課題であり、私も、常々、こういう問題についてですね、何とか、対策をしていかなきゃいけないということで、取り組んでいるところであります。

ドイツの森林経営についてのご紹介がございましたが、私も、この番組、興味を持って見たところです。

ただ、やはり、ドイツと日本の国の形態というのが、かなり違うところがあります。詳

しいことは分かりませんが、ドイツの森林は、いわゆる連邦林とか州有林、日本で言う国有林ですね、そういう森林が約 30 パーセント、それから、共有林という、地域での共有で持っている、所有し、また管理している所が 30 パーセント。それから、個人、民有林が残りということですね。そういうことで、この州有林と言われるような公的なものにつきましては、それぞれ、日本の国有林と同じで、州が責任を持って管理をしているというふうに聞いております。

ただ、わが国の、この森林の民有林の割合は、約 70 パーセントです。佐用町においては、99 パーセントが民有林ということになっております。国有林は林野庁が、民有林は、民間林業家、また、地方公共団体や森林組合が、それぞれバラバラで、これを管理をし、この森林を育て、また、森林経営をしているというのが、これまでの現状でございます。

質問の前段で、そういう今後、森林を資源として活用していく中での、一つの、これからの例として、日本海水が計画をされている木質バイオマスの発電ですね、この問題、先ほど、先般の岡本議員からのご質問にもお答えをしたところですが、年間 1 万トンの木材を供給できる体制をつくるには記述がございますが、現在、兵庫県の森林組合連合会から、佐用町に対して具体的な、この計画は届いておりませんが、仮に、年間 1 万トンの供給を、佐用の森林組合、佐用町が行うとして、年間の就業日数は 240 日と計算しますと、1 日に 42 トンぐらいの計算になります。これは、トンですから、森林の立米数に直しますと、だいたい 1 トン、だいたい 1.4 立米ぐらいに換算が、平均してなります。そうすると、59 立米という計算になります。1 班が 3 人で、1 人が 6 立米というものを 1 日に生産をするということにしますと、1 日が 1 班で、18 立米ですね、3 人で 1 班としますと。そうすると、これは、59 立米ということになると 3 班ぐらいの班編成で、作業の機材とかですね、そのまた、場所にもよりますし、林道とか、そういう道路の搬出の問題も、全て整っていないとできませんけれども、そういう搬出が可能になります。

ただ、これもですね、やはり価格の問題です。この燃料とだけして使うというのは、木材としては、一番まあ、使い方として、通常の育ててきた目的というのは、そういう、その建材、材料として、付加価値にある物にして使おうということで、育ててきたものでありますから、これを全て、燃料に使ってしまうというのは、非常に、何十年もかけたものをですね、使うというのは、元々の目的というか、その森林の利用としては、効率的なものではないということだと思います。

価格においてもですね、こういう燃料に使うということであれば、非常に建材と比べればですね、当然、かなり安くなります。ですから、作業として、1 人が、だいたい 1 日 6 立米をやったとしても、立米単価がですね、4,000 円ぐらいに計算しますと、今のチップですね、計算でいきますと、2 万 4,000 円にしかならない。2 万 4,000 円で実際に、機材を導入してですね、搬出して、運搬費をかけてということになりますと、なかなか、今の価格ではですね、採算が取れないというふうにも、今のところ、私は、みております。

それから、ただ、森林を管理をしていくという、育てていくという面です、そういう建材として、利用するところは、きちっと建材として利用できるものはしていく。それから、それにできないものを、燃料なり、紙の材料、チップにしていくという、そういうふうにご質問でありますが、それには、その森林計画を作り、そして、国の間伐の制度、このやっぱり、公的な援助を入れた中で、そういう事業に取り組んでいかないとですね、これは、この事業としての採算性は成立しないということであろうかと思っております。

それで、いわゆる、そういう事業を国の制度に取り入れてやっていくためには、森林の経営計画、これが必須だということで、森林組合が、その主体となってね、やらなければいけないのではないかと、そういうご質問でありますけれども、森林計画を作成する方法として、今の制度の中では、その林業家などが樹立する場合の個人又は個人が共同で、

この計画を樹立するという場合、これは属人主義というふうに、この中で言っているようですけれども、人に属するという、そういう、その方法と、属地主義ということで、地域を限定して樹立する属地主義、この二通りがありまして、佐用町においては、その属人主義での作成というのは、100ヘクタール以上というのが、面積要件がありまして、この100ヘクタールの要件を満たすということというのは、ほとんどありません。ですから、この経営計画をつくっていく上では、どうしても、これは、属地主義、地域をまとめてですね、所有者、たくさんの所有者の森林をまとめて、その一つの団地、林班として、計画を作っていくということになります。

そのためにはですね、いわゆる森林組合だけではなくてですね、町の行政としても、一緒にこれ、取り組まないと、これは、事業者、森林の所有者の皆さんの同意なり、その計画に参加をいただかなきゃいけないと。非常に作業も膨大でありますし、また、先ほどの岡本議員のご質問にも、お答えさせていただきましたように、これまでの、この間伐制度のやり方とは、かなり違う点を理解をいただかないとですね、なかなか、この計画に、皆さんが、直ぐに参加をして、了解いただくということができないという点がございます。

そういう中で、今後の森林経営のノウハウを持った森林組合と、それから町と行政とで、この計画の取りまとめを行っていきたいというふうに考えております。

次に、計画をした、その団地内でですね、50パーセントの森林経営の委託契約ですね、いわゆる森林所有者の同意が必要だというふうに、当面なっております。

ですが、森林経営計画での経営単位は、今、言いました林班単位ということで、山の一つの谷をまとめた、一つのまとまりですね、そういう林班で計画をしなければなりません。その中で、森林所有者が、なかなか相続なんかで分からなかったりですね、たくさんの相続者がおられたりというようなところがあって、また、働きかけや、それに応じていただけない、先ほどのような状況の中ではですね、長年1人でやってきた、大切に育ててきたものを、今までの間伐のように、悪い木だけを伐採するんじゃなくて、利用できる、良く成長した、いい木までを伐採をしていくという、こういうことに応じていただけない、計画の策定が困難であるということ。これは、私とこじゃなくて、ほかの地域でも、そういう声が上がって来ているわけですね。

そういう声が上がって来ている中で、その制度としてですね、そういう所有者につきましては、その計画のパーセンテージの分母から、そういうものを外してもいいというようなですね、除外するということですね。そういうふうな、措置がなされて、分母から外した残りの2分の1以上の面積規模で、経営対象森林にすることができるようになったということをお聞きしております。そうすれば、そういう団地化がですね、形成がしやすくなるということになります。条件が緩和されたということです。

この事業はですね、1計画区が、そういう林班ということで、一つの固まり、まとめた山、山林を計画するわけですが、計画が、一応、最低5ヘクタール以上のまとまりで、その中で、1ヘクタール当たり10立米以上の搬出、利用をしなきゃいけないということが条件でありまして、ただ、これもですね、これまで切捨て間伐という形で、佐用町においても、たくさんの年間、先ほど、お話しさせていただきましたけれども、200ヘクタール以上ですね、これまで間伐をしてきております。そういう山については、一旦、そういう間伐をしておりますので、今後、5年以内は、間伐してからね、5年間は、その事業の対象にはできないと。そういう要件がついておりまして、なかなかですね、残った山、残っている山というのは、まあまあ、手入れも、今まで、ずっと長い間、手入れが悪くて、なかなか搬出しても、そういう効率的に良い木が取れないというような、そういう所が非常に多かたりする難しい点があります。全てがですね、そういう優良な森林とは限られておりませんし、計画できる箇所が、現在、そういう間伐をやってきておりますの

で、虫食い状態に、既にね、状況的になっているというケースもありまして、この計画によって、今後、利用間伐として利用していく、市場に搬出して行ってもですね、なかなか、採算が合わないということは、経営計画の樹立が非常に難しいというような所も多くあるということ、一つ、ご理解は、まず、していただきたいと思えます。

まあ、本年度におきましては、今、船越の1団地の経営計画の作成に止まる見込みでありまして、その内容につきましては、林班の面積が47ヘクタールぐらいです。その内90パーセントにあたる42ヘクタールの計画対象面積が、一応、確保できております。契約者が、これ瑠璃寺のお寺有林ですから、1人であることから、まとまった団地を形成することができておりまして、計画対象面積が42ヘクタールのうち、5年以内の間伐、天然林、間伐不要地などを控除して、そのうち16.12ヘクタールを間伐を予定をして、今、実際に、事業をやっております。

現状をみますと、かなり厳しい作成の状況でありますので、今後は、所有者の協力が得られるように、また、できる限り、町行政と森林組合協力しながら努力をさせていただきます。より多くの経営計画の策定を目指してですね、そして、間伐の推進、林産材の生産、これに努力していきたいというふうに今後、考えております。

次に、更にですね、言えば、3番目のご質問で、実際に事業をこなす作業班の確保も必要だということのご指摘、ご質問でございますが、現在、佐用郡森林組合には、直営班が2班で5名、請負契約で施業できる班が5班ありまして、13名が、その中にあります。

その内、木材の搬出ができる機械を有しているのが、請負契約班の2班でありまして、年間1万トンの供給となりますと、先ほど言いましたように、3班で9人以上が必要となりますので、労務員が、当然、不足をするということになります。

この作業班の確保ということですが、安定的な、この作業を行っていくということ、それには、供給、安定して、例えば、こういう資源として、燃料として供給できる、また、供給が、安定的な量が確保できるということが、前提になってきますので、そういうふうな事業見通しがですね、当然、これから、確立できればですね、そうした作業員、作業班の新たな採用なり、育成をしていかなきゃいけない。まあ、どちらが先かということでありまして、本当に特殊な山仕事というですね、直ぐに、誰でもができることではありませんので、やはり、今、実際に作業している方と一緒にですね、その技術を教えてもらったり、経験を積んでいただかなきゃいけない。そういう時間も、かなりかかります。そういう意味では、そういうことが、できるだけ早くね、見通しを立てた中で、技術の習得や技能の向上、そういうものを、目指すためには、そういう国や県の制度を利用してですね、人材を、当然、確保して行かなきゃいけない。育成をしていかなきゃいけないということを考えております。それも、大きな課題であろうというふうに思っております。

以上、このご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。後、再質問で、よろしくお願ひします。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

12番（岡本安夫君） それでは、再質問、反復するようになるんですけども、いずれにせよ、今後、間伐をしていくためには、その、政権が変わったんですけども、やはり、森林経営計画を作らないと、やっぱり、今までのような、切り捨ての補助は下りないと、そういうような見通しなんですかね。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、国がですね、一つは、これ、前政権の時なのか、その前なのか、私、分かりませんが、この木材の、今、国産での自給率が 20 パーセント、25 パーセント切るといふ、そういう中で、これを 50 パーセントぐらいにはね、するという目標を立てたわけですね。

ただ、50 パーセントの国内産の自給率を高めるということは、その少なくとも、建材として、従来からのですね、住宅用の建材としてだけでは、とても、需要がないということです。

ですから、何に利用することによって、この資源を活用して行くかとなると、一つは、こういうエネルギー、木質バイオと、それから、紙、チップですね、そういう物に使うという使い方。そういう中で、間伐をしているのも、それに組み入れていかないですね、自給率の達成というものも向上しないということで、今後とも、多分、搬出をするということが一つの条件。

ただ、先ほど言いましたように、1 ヘクタール 10 立米というね、これは、岡本議員は、自分、山を、いろいろと十分、専門家としてご存知ですから、だいたい、1 ヘクタールで、どれぐらいの材積が、例えば、50 年生であれば、どれぐらいの材積があるかというのは、計算、直ぐできると思うんですけども、それを全てね、間伐、皆伐してしまえば、後を育てていくのは、大変な作業と、今のような状況では、なかなか、それは難しい。

ですから、利用間伐と言いながら、もう間伐じゃなくって、実際、50 年以上になれば、木を利用できる成熟した木という形になってきます。そういう木を、30 パーセントなり、50 パーセントなりですね、山を切って、その後、残りは、そこで、まだ、次、後 100 年先に残していくとかですね、そういう形になるんですけども、非常に搬出ができない所、それから木が、もう悪い木ですね、部分、そういう部分は、山でね、これまでのような、言わば切捨てして、そこに放置と言いますか、そこで腐らせるというような方策も、これも選択としては柔軟に考えないと、全ての物を搬出するというのは、非常に難しいというふうに思います。はい。

[岡本安君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

12 番（岡本安夫君） 前、以前からおっしゃるようになりますね、いわゆる材木としてだけでは限界があるということで、そういう面では、やはり日本海水のような、ああいう事業というのは、一つの魅力であるし、それにも乗っていきなさいいけないということは、以前にも仰ってましたけど、やっぱり、それするためには、ただ、間伐だけして、誰でも持って、個人で持って行きなさいというような体制では、当然、向こうには、信用できませんから、やはり森林組合が主体となって、計画を立てた中でですね、やっぱり、いい物は市場へ出すと。それで、いわゆる死材と言うんですか、そういうのを出していくということで、市場に出すのと、それから、やはり日本海水とか、そういうものに出すことによって、やっぱりヘクタール当たり 10 立米、あるところでは、20 立米、30 立米と確保することによって、いわゆる本来じゃないんですけど、本来と違うんですけど、やっぱりその、佐用町の山の手入れですね、やっぱり、どうしても出せない所については、切り捨て間伐をして

いきながら、いわゆる防災、減災にしていくというような戦略を立てる必要があると思うんですけど、やっぱり、それは、同じですよ。そうする必要はあるんだということ。

で、問題は、問題と言うよりは課題なんですよね。だから、私がお世話になっております、その美作東備森林組合、そこで 13 人、技術員言うんですか、そういう方がいらっしゃるんですけども、組合長、町長もご承知と思いますけど、前の西粟倉村長の道上さんが、今、組合長されているんですけども、やはりその、森林組合の職員、本当にこう、山のこと、作業のとと、手順良く知っている。しかしながら、その企画力言うんですか、プランナーと言うんですか、そういうのが、ちょっと苦手なんだと。できたら、本当にこう、いろんな事業をしていく、事業のメニューを取っていく、そういう企画力のある職員が欲しいんですけどねというようなことを、おっしゃってます。

町長が、先ほどのご答弁です。やっぱり町と、行政と森林組合が一緒になってやていかなきゃいけないんだということをおっしゃっています。ということはですね、今の担当ですと、農林振興課になるんですけども、以前みたいに、農林振興課の中に森林組合が入るんじゃないかと、逆にですね、今こう、支所も空いてますしするで、ほんまに今、農林振興課しんどいと思いますけども、そこから、かなり優秀な人をね、向こうに派遣していただいてね、本当にこれ、もたもたしていたら間に合わない。じっくりしないといけないけども、早くしないといけないということですね、そういうようなことも、ちょっと、考えていただけないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） こういう事業を計画的に、当然、進めないと、長期的なやっぱり、事業になりますから、1年や2年で解決する問題ではありません。

ただ、現場でのね、作業員の問題もありますけれども、それ以前に、岡本議員言われるように、いわゆる、どういうふうな戦略で、この山の管理をしていけばですね、何とか、長期的に、きちっと採算も何とか取れながら、また、雇用の場を作りながら、この有効活用ができるのかという、その計画づくりですね。その前提としては、先ほど、ずっと言っています、まずは、国の制度に乗せると。で、国の制度に乗せるのには、経営計画を地域で作る。その作るためには、森林所有者、この方に、もっとやっぱし、きちっと積極、皆さんに関心を持ってもらえるようにですね、それで、また、この事業に参加してもらえるような、その取り組みがあると。そうすると、かなりの仕事、事務量があるんですね。これ。

ですから、現在の森林組合の職員、現場でずっと、いろいろと請負をしてですね、作業をして、公社造林とか、そういう機関造林なんかの管理を、主にやりながら個人の依頼も受けてですね、実際、現場でやる。そうすると、現場へ出て行って、作業するのだけが、精一杯ですね、なかなか、現在の体制では、そういう計画を作ったり、企画をしていくというのは、佐用町の森林組合においても、当然、これは、全く力ありません。

ですから、そのためには、これ、やはり、森林行政として、町と一緒にやていかなきゃいけないということ、私も常々思って、私が、今、だから、森林組合長を、一応させていただいているということなんです。そこに、私がやっている意味があるんですけども。

ただ、森林組合と、当然、行政というのは、町行政というのは、組織、団体、完全に違いますけれどもね、目的は、一緒にやっていくというためにね、町が、どういう分野で、これを責任、担当していくのか。分野を担っていくのか。森林組合と、どう、調整をさせていくのか。これは、やはり、こちらからですね、町行政として、しっかりと働きかけて、職員が、そこで、そういう責任を持って仕事をして、計画づくり、また、実際の、その実行していくための仕事をしていかなきゃいけないという分野があります。それで、農林振興課の中においても、今、担当の職員がおりますけれどもね、その担当職員を中心に含めてね、もっと、それにかかわる仕事を専門的にやっていけるような体制を、中で作っていきたい。そういう気持ちを、私は、思いを持っております。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

12 番（岡本安夫君） まあ、よく分かりました。そういうことで、期待しております。

それとですね、地権者の同意なんですけれども、質問用紙の後に付けております。これ、A3のあれだったんですけどね、まあ、裏表になっておりますけれども、これ、昨年ですね、これ自分の話ばかりするんですけども、美作の森林組合の安全講習会があった時にですね、昨年の2月頃でしたかね、その時に、今年から、24年から、こういうこと変わるんだということで、組合の参事がですね、こういう説明をされまして、簡単にこう、非常に分かりやすい、今までと違って、仕事の内容が、コロッと変わってきたということで、何が言いたいかと言いますと、要するに、その、今までの作業班の人も、その村の人について、こういう話をしてくれと、できそうな、ああいう所に山があると言ったら、そういう情報提供をしてくれと、一緒になって仕事を確保しないと、皆の仕事もできないし、当然ですね、森林組合としては、事業費の手数料でやっているところですから、できないんだということで、そういう呼びかけがあったわけです。

それとですね、今、先ほど言いました、美作の組合長の道上さんなんかで言いますと、これから、とにかく、うちの職員には、とにかく、1カ月に1箇所取って来いと。そうせんと、もう、辞めてもらうぐらいのことを、檄を飛ばしながらやっているんだと。お前ら、誰に食わしてもろとんならというこっちゃね。結局、補助金だけでは、もう、食うていけんと。やっぱり、ちゃんと、作業班の仕事を確保することによって、自分達が食えるんだと。作業班の仕事を確保できんものが何しよんならと。これ、当たり前のことなんですよね。これ。そういう厳しい言い方をしながらやっていくんだと。そうしないと、仕事できない。仕事できなきゃ、それでいいんですけどね、一番困るのは、やはり、その、佐用町21年の8月にあった、そういう山からの災害ということ、それを経験している所なんですよね。だから、やはり、新しい事業になりましたと。

しかしながら、山の手入れは、どうしていただきたいんだと。そうしないと、また、ああいうことが、起こっては困るというようなこととですね、どうですか。ちょっと、やはり集落あたり、村あたりに出向いて行ってですね、こういう説明会でもして行って、やはり、佐用町としては、将来、こういう事業に、どうしても取り組みたいんだというようなことを、全町民に周知していくと、そういうような覚悟と言うんですかね、それぐらいな覚悟を持って臨まないと、これ、できないんじゃないですか。いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） ご存知のように、この森林組合というのは、組合員皆で、作っている。この組合員というのが、ちゃんと名簿もありますし、組合員証があって、組合員がいるわけですね。

だから、その組合員が、まず、一緒に考えていただくと。感心を持っていただくということ。これしかないんですよ。

それは、地域全体でね、盛り上げて、それは、組合員以外の人、森林を持ってない人も感心を持っていただくことは、それは大切なんですけども、実際の事業、今後、これ進めていき、計画に参加し、進めていくためにはね、まず、組合員だけの山ではありません。町外の所有者もかなりいらっしゃいますけども、現在、一番難しいのは、そういう中で、この長年、山というものに対してですね、感心、非常に価格が低迷して、採算も合わない、山が放置されてきた。されてしまっている。それは、放置しているというのは、その組合員、所有者がですね、もう山に関心を持たれていないということと、もう一つは、時代が、次の世代になってですね、一生懸命、木を育ててきた世代の方が、高齢化されたり亡くなられたりして、その後、所有されている人というのは、自分が育てた山でもないし、なかなか、木は、こういう状況で、お金にも、なかなかならないというようなことは、風潮としてありますので、余計、感心がないという点があるんですけども、ですから、そういう所から、やっぱり、組合員対して、この事業、こういう計画をするという時に、全て通知をして、そこで説明会をする。また、皆さんに、通知をして参加していただく依頼を、まず、していくというね、こういう作業をしていかなきゃいかんというふうに思います。

それと同時に、やっぱり森林組合なりも、山のことは、それは当然、長年、そこの仕事をしてますから、どこに、どういう植林がされていて、その山が、どういう状況になっているというのは、あらかじめのことは、かなり把握はしております。

ですから、そういう森林施業図にもってですね、だいたい、この辺りが、一つの団地として、林班として計画ができるんだという所は、把握が当然、これできるわけですね。だから、それを持って、計画的に、そこを中心にやっていかないとね、どこにでも、かしこでも、その全体で、まずは、説明会をするとかいうような作業をしている、なかなか、余裕はないというようなところがありますね。

ですから、もう既に、来年度、じゃあ、どうするかということで、来年度の、そういう作業をする場所というのは、ある程度、目標決めて、やる所はやっていきながら、今から、長期的な計画も作っていくということになります。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

12 番（岡本安夫君） 当然もう、来年度のことですから、やはり、ある程度ターゲット絞って、狙い撃ち的に進みながら、全体に、また、時間稼ぎ言うたらおかしいけども、同時進行でやっていくと、そういうことなんです。

ですけど、確かにね、森林組合の組合員が森林組合なんです。けど、ほとんどの、田舎の人いうたら、だいたい組合員になっておってん違うんかな。なってないかな。僕、ほとんど全戸がそうかなと思っちゃったんですけど。まあ、それとして、それでいいんですけども、やはり、きちんとした、そういうあれをしていく必要があるかと思えます。

何か、しつこいようですけど、やはり、その、この事業というのは、間伐も含めてなん

ですけどね、やはりこの林業ということが、一つは、木質バイオマスの燃料という使い道、新たな使い道ができたわけです。

それと、国の政策が、やはり、その 50 パーセント自給ということで、後押し。

それから、一昨年東北の震災以来の、そのいわゆる、原発から違う発電ということで、いろいろ、今までにかつてなかった追い風言うんですかね、そういう時に、乗っている時にね、やはりこの、早く、こういう計画を作っていくと。そういう必要があると思います。

例えば、どうなんですか。佐用町の植林している率いうたら、何パーセント。先ほど、言われたけど、どれぐらいだったかな。あれ、所有者だけだったかな。スギ、ヒノキ。分からん。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

〔町長「スギ、ヒノキ、課長、分かりますか」と呼ぶ〕

12 番（岡本安夫君） まあ、いいです。いいです。急に言うたんで、よろしいです。

例えばですね、おそらく森林組合に行ったら分かると思うんですけど、やっぱり、それぐらいは掴んでおくと。

例えば、60 年以上の山が何ぼある。60 年以下の山があるとかね、大まかに、それぐらいなあれとかね、やっぱり、それ、データの的に、常に頭に置いておくと。

それから、やはり、不在地主が、何パーセントぐらいあるんだろうというような、まず、常に、そういう、直ぐに調べたら分かるんでしょうけどね、そういうところも、きちっと頭に入れた上で、計画を立てていかないと駄目だと思います。

それからですね、この森林組合の組合員というのは、それ、あれ、なくなっても、そのまま、法的には、書き換えんでも、家の人、そのまもらえるか何か言うて、ずっと、あんまり、農協なりと違って、書き換えなんかしないんですよ。もし、それで、法律的には、それでいいんかも分からないですけど、ドンドン、ドンドン、そうしていくと、やはり、お金なかったとしたら、いよいよになった時に、その、組合員かどうかの資格とか、何かね、そういうのが、ものすごく曖昧になっていくんで、やはり、どっかで、やはりきちんと、それほど難しい相続ではないと思います。裏の書き換えぐらいでいけるんであれば、そういうことも、やっぱりきちんとしておくべきじゃないんですかね。

おそらく、長いことしてない。僕は、以前も、ずっと頼んだんですけども、いや、法的には、問題ないからええんやいうことで、そのままにされておるんですけどね、そういう何か、曖昧なことで、いつまでもええんかな。そのあたり、どうですかね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） なかなかね、相続というのが、きちっと、登記をするということと前提とすると、経費もかかるし、山自体に関心がないんで、そのままになって、放置されている所もたくさんあります。

ただ、きちっとされている人は、やはりちゃんと、組合のね、登録出て来ますから、それは、毎回の、私、理事会なんかでも、組合員の登録ですね、その書き換え、それは出て来ております。

だから、している所はしてますけども、全てができていくわけじゃありません。してな

い人のほうが多いと思いますよ。はい。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

12 番（岡本安夫君） そういうね、細かい、小さいことから、きちんとしていただいたら
なと思います。

実際、町長は、山のこと、おそらく、子どもの時から、自分も下刈りして来たとか、そ
ういう話も、昔、したことあったんですけども、いろんな、好きと言ったらおかしいん
ですけどね、思入れもあると思うんですけど、佐用町の山のポテンシャル言うんですかね、
そういうの、この雇用の場、何もかもうまくいくとしてですよ、どれぐらいあると思いま
すかね。

これから、やはりこの、ずっと、いろんなあれとして、やっていけるだけのあれがある
と思いますかね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） その木材の資源としての価値ですね、いろんな使用目的あるんです
けども、全体的に、もっと価値が高まって来ないと、なかなか、これ採算性が取れない。

それと、もう一つは、この木材というのは、植林して植えて、何ぼ少なくとも 40 年。
50 年、60 年というですね、非常に長いサイクルでですね、考えなきゃできないというね、
元々宿命がありますよね。

ですから、このことを安定してやっていくことになれば、なかなか個人ではですね、相
当たくさんね、何百ヘクタールという山林を経営して、順番にずっと育てて行って、毎
年、何ヘクタールずつの木材、良い木材を出荷してというようなことができればいいです
けども、まあ、通常の個人個人で、1ヘクタール、2ヘクタールの山での経営というのは、
これは、なかなか難しいと思います。

それと、ただ、現在、日本の国で見たらね、国全体で見れば、戦後、植林が、あれだけ
一斉にした山がですね、今は、戦後 50 年を迎えた。だから、木材の材積数、その山に、
存在する森林資源ですね、これは、やはり日本の国としてもこれまでにないですね、すご
い量の森林を、今は持っている。これを、じゃあ、一気にね、例えば、燃料に使う。原発
の代替えとして、ドンドン、使ったらいいんだという、これもまたね、乱暴な話だという
感じはします。

で、今回、ちょっと長くなりますけども、日本海水が、今度、計画されている 1 万 6,500
キロワットぐらいですね、16 メガですよ。今回、太陽光で、私とかが、申山でやっている
のが 5 メガですから、その 3 倍から 4 倍まで内程度の電力、発電能力なんです。それ
に必要な 1 年間の、その木材の必要な、材料の量とすると、私が聞いているのでは、これ
23 万トンという計算が出ているんですね。それだけの発電をするために。

23 万トンのうち、その半分は、海外から輸入をします。で、その残りの 11 万 5,000 ト
ンですね、半分にすれば。その中で、県外からも、その廃材とか、そういう物で入れて来
ると。それから、実際、自社で賄う物が 3 万トンぐらいで、県森連で、一応、話があって、
確保してもらえないのかというのが、3 万 2,000 トンというような、で、3 万 2,000 トン

というのは、立米数にすれば、だいたい1.4倍ですから、5万立米ぐらいですね。

で、今、その量の大きさというのは、今、新しい実粟の木材センター、この扱い量が、今の年間10万立米ほど、だから、その半分ぐらいの物をですね、燃料にということできれています。だから、膨大な、その木材だけでやろうとすればね、たった1万6000キロワット、原発1基で、100万キロですからね、これを、ほんなら、一桁上げて、10万キロ以上の発電所を作ろうとすれば、これはもう、その、まあ言うたら倍、10倍の物が必要になってきます。

ただ、そういう、いろんなたくさん、いろんなエネルギーを確保しながら、全体のエネルギーを安定して供給していけるようにという、そういう社会を作ろうということだと思っただけで、その中で、木材も、そういうことで供給できる、これは切った時すれば、後は、20年、30年して、また、育てていく。そういう循環をしていくということで、安定したら、供給がどれぐらいできるかということになります。

ですから、佐用町の森林面積で、じゃあ、どれぐらいのものがね、年間、大きくなって行って、それに新しく伐採して、それからまた、新しく生まれて行ってということになると、少なくとも、年間、これの、今の1万トンというのは、もっともってあります。全部やればね。

ただ、そういう、じゃあ無限にあるわけではないし、それが10万トンも20万トンも出せるかと言ったら、そんな量はありません。

ですから、そのへんは、産業としてですね、この1万トンでやっても、雇用できるのは、今言う、その林班3班ぐらいで、3人ずつで、9人ほどの雇用と、後は、運賃、運搬する人は要りますけど。まあ、ある意味では、その価格にしても、立米4,000円とすれば、1万立米で、1万4,000立米だったら5,000万。売り上げは5,000万ほどしかないわけです。5,000万で、全部、経営をしていかなきゃいけないというぐらいなものなんですよ。

だから、なかなかね、これが一つの大きな柱になって、ドンドン、これによって大きな夢が描けるかと言ったら、そこは、難しいところがあるんですよ。これは。

ただ、今の管理をしながら、少しずつでも、そういう点についても、やれるところはやっていきたいと。取り組んでいきたいということで、一つ、ご理解をいただきたいと思っ

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

12番（岡本安夫君） 考え方として、どうなんですか。

やっぱり、間伐の面積を稼ぐという意味でね、あんまり、その売れた値は、あんまり充てにせんと。そんなにですよ。その燃料としてですよ。それによって、10立米ですか、10立米でしたら1ヘクタール、この間伐ができるんだというふうな考え方でやれば、やっぱり、それはその、補助金は、それに対してつくわけなんでしょう。同じように、今までと。それによって、作業班には、その売れたあれで儲けてもらうんじゃないかって、その間伐というね、作業によって儲けてもらうんだという考え方でやっていけば、それは、それなりに、これは、市場に出した、単価何ぼだったから、この作業班にはいくら。地主にはいくらとかね、そういう細かいことしよったら、なかなかできません。

あくまでも、間伐作業班、あるいは搬出作業班にあった、請負料、仕事をしていただくということで、たかだか、4,000万、5,000万等、それに携わる人は、そうかもしれませんけれども、その裏に付いてくる、間伐が付いてくるとしたら、その仕事というのは、

また、違うんですからね、やっぱり、あれで、あんまりこう、軽く見られたら、ちょっと困るなという感じがするんですけども、表現がちょっと、あれなんでしょうけども、あの程度は、期待されていても、まあ、何が言いたいかということですね、やはり、ぜひとも、森林計画を立てるための森林組合の強化ですね、それを、とにかく緊急にやっていただきたい。そういうことで、町長、一緒になってとか、何かちょっと、そのへんのあたりを、職員を派遣して、とにかく早急にやるということをお願いしたいら。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） いやいや、その派遣するというようなことは考えておりません。

これは、町は、町行政として、そういう分野で、仕事を、その計画に携わって、その責任を果たしていくということです。

ですから今ね、軽く見るんじゃなくて、その事業としては、今の国の制度とか、そういう公的な、やはり公金を投入して行かないと成り立たない。逆に言うたら、それをうまく投入しながらね、やっぱり、また、管理をしなきゃいけないという段階なんですよ。利用だけじゃなくて。

ただ、それをするためには、これまでのような間伐では、この制度は、なかなか難しいと。

だから、既に、今までの間伐というのは、20年、30年の木をね、まあ言うたら間伐するというイメージがある。だけど、間伐のイメージも変えていかないとですね、だから、利用間伐というのは、ただ、その木材を搬出して、いくらかを出さなきゃ、その分の何割かを出さなきゃいけないということだけではなくてですね、もう既に、木材が、植えてから50年、60年になってきた。これは、成熟期として出さなきゃいけないと。だから言えば、その森林所有者にとっては、これはやっぱり、そこが、やっとお金になる時が来たということなんです。本当はね。

で、その部分で、いくらかでも、そういう、そこから上がった収益を、所有者が、これまで、手入れに掛けてきた労力、いろんな経費、幾分かでもですね、返せるような、これを、やっぱりやりたいということ、やらないかんのですね。そうしないと、なかなか、森林所有者の関心、また、参加というのが得られないと。

で、そこで、今、隣の宍粟市なんかでも、言うたら、かなり森林所有者にお金を返せるように、圏域にあっては、そういう事業をやっておられるんですね。その中身を見ると、いわば、ある意味では、はっきり、全部は言えませんが、木材として、良い木から切っていくというね、そうすることによって、市場に出して、かなりの価格で売れ、引き取ってもらえると。売れるということなんです。だから、全て、良い木ばかりを切るというのはいけないんですけども、だから、良い物も悪い物も一緒に切ると。伐採をしていくと、そういう形での間伐をしていくことを、一つの計画の中に、きちっと入れてね、そういう計画の中身ですよ、これは、それで計画をしていかないかんというふうに思いますね。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

12 番（岡本安夫君） まあ、仰るとおりですね。

これは、皆、当然、路網整備なんかですとね、今、土建屋さんにも、こういう仕事ができるということで、是非こうね、町長も言われたんですけども、やはり、森林組合と一体となって、この事業を、是非、早急に推進する体制を作っていただいたらと思います。これで終わります。どうもありがとうございました。

議長（西岡 正君） 岡本安夫君の発言は、終わりました。

お諮りします。ここで休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、ご異議なしと認めます。

それでは、15分まで。3時15分まで休憩いたします。

午後02時54分 休憩

午後03時15分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を続行します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

7番、井上洋文君の発言を許可いたします。

〔7番 井上洋文君 登壇〕

7番（井上洋文君） こんにちは。7番、公明党、井上洋文です。今回、私は、3点の質問を行います。

第1点目は、農・商工連携で地域特産品の需要拡大を。2点目としましては、通学路の安全対策について。3点目は、職員からの駐車料金の徴収についてです。

それでは、まず第1点目の農・商工連携で地域特産品の需要拡大について、お伺いします。

農林業者と商工業者が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かし、売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の拡大を図る事についてお伺いいたします。

本町においては、大災害後、河川の大規模改修が行われておりますが、経済の活性化にはあまり影響がなく、農林業はもとより商工業においても景気回復の兆しが見えなく、大変な状況になりつつあります。そこで、今こそ各事業所が連携を密にし、地域経済の基盤である農林業と、商工業者が経営資源を有効に活用し、地域活性化に向けて行政主導で難関を切り開く事について、お伺いいたします。

イ、平成20年9月議会一般質問後の取り組みについてお伺いいたします。

ロ、商工会・行政・議会の連携の強化についてをお伺いいたします。

ハ、農産物直売所の拡充について、お伺いいたします。

二、異業種参入の促進について、お伺いいたします。

以上、この場からの質問といたします。答弁を、よろしくお伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、それでは町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） それでは、井上議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初の農・商工連携で地域特産品の需要拡大をとということについてのご質問であります。

1点目の平成20年9月議会質問後の取り組みでございますが、今現在におきましては、農商工等連携促進法に基づく計画での取り組みはございませんが、佐用町におきましては、従来から、もち大豆・ひまわり・そばなどの農作物を町内の加工所において農産物加工品として加工販売するとともに、ひまわり祭り等の開催時には、これらの加工品の販売やPRはもとより、野菜などの生産グループや地域の農家が直接販売をさせていただいております。

販路の開拓については、各種のイベントや祭りに積極的に参加し販売やPRをしており、またインターネットを利用した販売や、会員制度による割引販売、フェイスブックを利用した情報提供なども行っております。

また、酒米につきましては、酒造メーカーとの契約栽培によりまして、栽培しているところでもあります。

また、シカ肉の利用につきましても商工会青年部が中心となり、各種加工品の試作を経て、現在は、しかコロッケ・しかバーガーなどは、各種イベントでも人気のある商品となっているところであり、シカ肉の処理施設につきましても、今、整備が進んでいる状況でございます。

更に、最近の取り組みといたしましては、さよう地鶏の生産による特産品の開発を目指しているところでもあります。

次に2点目の、商工会・行政・議会の連携の強化でございますが、まず、農業者にとって大きな問題となっております、有害鳥獣対策としてスタートした鹿肉の有効活用事業でございますが、現在も商工会青年部による積極的取り組みが続けられているところでもあります。鹿コロッケから始まり、鹿バーガーや鹿カレーといったメニューが、商業者により生まれており、商工会青年部調べによりまして、年間約150頭のシカの肉を使用しているという状況でございます。平成23年度には、町議会議員の皆様にもご出席をいただきシカの有効活用の取り組みについての報告会も開催されたところでございます。

また、さよう地鶏につきましては、商工会員による研究会を立ち上げ、現在、佐用高校及び地元農家に協力をいただき、試験的な飼育に取り組んでいただいております。既に、数店ではございますが、商工会員のお店において、メニューとして、お客様に提供をされております。今後は、農家において栽培されるひまわりの搾りかすを利用した飼育に試験的に取り組んでいくところでもあります。この、地鶏の取り組みにつきましても、町議会産業建設常任委員会の委員の皆様にも参加をいただき、先日、事業報告会が開催されたところでございます。

町といたしましても、議会のご理解とご承認のもと、このような取り組みに対する補助を行うとともに、県関係部局との調整等を含め、商工会との協力に力を入れているところでもあります。

今後の新たな取り組みといたしましては、シカ肉の適正処理のための処理施設整備に対する助成事業を実施しているところでございます。

また、平成23年末、平成24年末において、試験的かつ小規模ではございますが、農家と商業者の協力のもとで、農家で収穫され余った野菜を商店にて販売するといった取り組みも行ったところでもあります。

このような地道な取り組みを行っておりますが、厳しい経済情勢はじめ、TPP交渉へ

の参加問題など商工業、農業を取り巻く問題は山積しております。井上議員のご質問にありますとおり、商工会、行政、町議会、そして農業者により一層連携を深め、知恵を出し合い垣根のない協力体制を築いて行くことが重要であるというふうに考えております。

次に、3点目の農産物直売所の拡充でございますが、現在、佐用町には、平福の平成福の市、また、ふれあいの里上月、南光ひまわり館、味わいの里三日月の4箇所の直売所がございます。いずれの施設も指定管理者による運営をお願いしております。これらの直売所施設につきましては、施設建設以来、相当年数が経過をしており、施設設備等に、設備面等において、老朽化が目立つところから順次、修繕や更新も行ってきております。

一部を除く施設には加工施設もあり、いずれも多くは佐用町内産の農作物を原材料とした、加工品の生産販売を行っております。併せて佐用町内の農家が生産した生鮮野菜の直売も行っております。

しかし、その経営状況は、いずれも厳しいのが現状であります。今後、更にですね、新しい魅力ある農産物等の生産供給、そういうものが生まれていかないとですね、新たな施設設備への投資を含めた拡充については、なかなか困難な状況ではないかと考えております。

次に、4点目の異業種参入の促進でございますが、農業への異業種参入につきましては、農振農用地の耕作放棄地を対象に、その再生や利用を進めるための支援制度がございます。これは、建設業などの異業種の企業が、一定の要件を満たせば、耕作放棄地を利用して刈り払いや抜根、耕起、まあ、耕うんですね、また、整地作業などの再生作業や、土地の農地の再生作業や、土づくりなどに対して10アール当たり5万円、または、定率の事業費の2分の1以内の補助があるという制度であります。

また、暗渠排水や用排水路、客土や区画整理などの生産基盤整備、農業機械の借り上げ料やハウスや果樹棚の整備などに対して、これも事業費の定率2分の1以内の補助制度というのもあります。

この制度は、昨年度から始まっており、農業への異業種参入の一つのきっかけにもなるものではないかというふうに考えておりました。今後、町内でも、建設業の、今、方々にも、こういう農業に対して関心を持っていただけたらというふうに考えているところでございます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） 町長は、過疎化現象に歯止めをかけたいとして、働く場を確保するためにですね、企業の誘致等について、懸命の努力をされ、今回、メガソーラー等の実施等ということで、されておりますけれども、私は、その努力には敬意を表するものですが、雇用面から評価しますと、その成果が上がっていないというのが実情ではないかと思っております。

町長、よく言われますように、今後、この事業によりですね、収益を得て、そして、次の事業展開をしていくというような、町長の表明もございましたので、この点については、期待したいと思います。

この状態というのは、産業構造の空洞化ということですね、今日の時代背景というものを理解すればですね、いくら努力しても、事態が変化しない。その限りですね、企業の誘致は至難なことだろうと、私も思ってますし、また、この各企業が外国に出てしまっ

空洞化という中で、この佐用町のような所にですね、企業誘致というのは、これは、ちょっと無理な話かなというのを、私、理解しておるわけですがけれども、そのためには、やはり、この地場産業の開発ということですね、先ほど、私も、るる質問させていただきましたけれども、やはり、この佐用町にある、この産物を活かして、そして、活性化をしていくということが、必要ではなからうかと、このように、今、思っております。

そういう意味から、質問を次にさせていただきたいと思います。

まず、前に、20年の9月にですね、質問させていただいた、農商工連携法案というのができてですね、そして、その取り組みということは、佐用町にとって、それは、適用して、取り組みができるんかどうかということで、質問させていただいたんですけれども、そういう大がかりなこともそうなんですけれども、その時も述べました建設業者がですね、ワサビ栽培に取り組んで、そして、大学から栽培管理技術の指導を受けてですね、そして、土木工事のノウハウを活かし、地元農家と共有して耕作地にワサビを植栽してですね、そして、蒲鉾屋に提供しているというような事例も、60例ほどでしたかね、その時に、早、あったわけなんですけど、その一部を紹介させていただいたんですけれども、そういう、まず、そういう大きな企業同士ではなしにですね、まず、農商工連携というのは、農業者と、まして、商工業者がですね、話し合う場を作ってはどうかという、そういうことが、今まで、商工業者と農業者との話の場というのがなかったために、そういうものを取ってはどうかというような提案もさせていただいたんですけれども、その後、そういう農業者とですね、そこに議会も入れていただいてもいいんですけれども、そういう商工業者とが話し合う場というのを、これ作っていったらええと思うわけです。

その後、農業者と、何か、商工業者との話の場というのは、取られたんですかね。どんなんですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今のところ、そういった場は作ったとは聞いてはおりませんし、私も代わってからは、そういう場はありません。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） これ、朝来市でしたか、商工会と行政と議会の連携ということで、定期的に、そういうこの3者が、定期的に、意見交換をしてですね、そして、地元の地場産業、地元の物を使った、そういう物を開発していこうというような、そういう取り組みがされておるよに聞いているんですけれども、まず、農業者と商工業者とがですね、お互いに、この話をしていくというんですか、これ友好環境を作っていくということが、大切じゃないかなと思うんですが、その点、一つまあ。まだ、今までにやったことがないということであればですね、一つ、お願いしたいと思います。

これ、私が、当選した時だったんですけれども、商工会の女性部とですね、旧佐用町の議員とが懇談を持ったという機会があったんですけれども、そういうことも、一つ、いい

ことやないかと思うんです。

先般も、商工会でお話させていただいたら、最近、議員さんとの懇談というのもないんで、できれば、そういう女性部も含めてですね、商工業者との懇談も持ってもいいんじゃないかと。それは、歓迎する話ですねというようなお話も商工会のほうからもありました。そういう面で、どんなんですか。今後、そういう議員と、農業者、ここで言えば、行政とですね、また、この先般行きました、地鶏の研究ということで、佐用高校が、この地鶏に対して飼育をされているということで、産建のほうで参加させていただいたんですけれども、できれば、そういうようにして、学校も含めたですね、この4者なり3者が集まって、まず、懇談していくということがいいことじゃないかと思うんですけれども、そこらどうですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 特別に、懇談だけという形でのことはやっておりませんが、ここにも、今、答弁もさせていただいておりますね、いろいろな取り組みについて、議会の議員の皆さんにも協力いただき、また、ご理解いただかなきゃいけないということで、ああして試食会なんか、一緒に出ていただいたりですね、そういう時に、いろんな、その取り組みについて、お話を聞いていただき、また、意見も聞かせていただくというような形で取り組んでおります。

今後ですね、なかなか、規模が小さい中で、経営規模がですね、1人の事業者で、なかなか農業全てなり、商業においても、そういう規模も小さいということでありますので、町として、お互いに協力できることがないのか。また、実際に事業に、一緒に取り組んでいけないのかということで、これは、組織として商工会は、商工会にも働きかけて、ああして、地鶏なんかについてもですね、今後は、実際、その規模を大きくしていこうとすれば、農業者の方と、当然、今でも、一部の方ですけども、協力をいただいて、一つの実績を作りながら、それを拡大、大きくしていこうという取り組みです。そこに、佐用高校、農業科学科というものが、当然、学校があるんで、参画で、学校としての、そういう研究としても取り組んでいただいて、それを実際の産業、事業にも取り入れていきたい。

それを、農業として、鶏を飼育し、また、それを加工して、それを特産品として商業者のほうがメニューとして、材料として使っていくと、こういう形を模索して、一つの例として取り組んでいますのでね、こういうものを、きちっとやることによって、また、新たなものにも取り組む、それを広げていきたい。そういう形で、今、取り組んでいるところでもあります。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） この農産物の直売所の拡充ということで、町長、答弁ありました。新たな農産物がないというようなことも、今、話があったんですけども、これ、私も、議員の方も知っておられるところなんですけれども、岡山県の美星町というのは、美星天文台、ここが2メートルなんですけど、1メートルぐらいの公開天文台がある、この山の上のほうの、小さな5,000、6,000人の、この町なんですけれども、今は、井原市に編入

され、合併したという町なんですけれども、ここは山の上で、本当に道路もあまり良くないというような、本当に山の上のてっぺんにある町なんですけれども、そこで星の郷青空市というのがあるわけです。これ最初は、小さな直売所だったんですけれども、農業の後継者が集まって、何かやろうではないかということで立ち上げて、現在、10名の後継者が中心になってですね、そして、野菜の販売をやっているんですけれども、私も、仕事の関係で、そこ通るんですけれども、本当に、いつ行ってもですね、大勢の人が行っていると。昼から行ったら、早、商品がないような、そういう所なんです。

それで、山の上で、佐用のほうが、もっとも交通の便が良いし、どう言ったらいいんですか、この隣に大きな市があったりするんですけれども、ここは、1時間かけて、倉敷のほうやら、福山のほうからですね、やっぱり買いに来るといふようなことですね、本当に、小さな町で、何をできるのかなという格好で、最初、思っていたんですが、段々、段々広がって、すごい売上、現在は、3億から4億の売り上げが、年間、されているという状況なんです。

ですから、この鶏が先か、卵が先かということないんですけれども、やはり、ある程度の直売所というのは、ここは流通面でも、流通いうんですか、この地の利も、この佐用町というのは、ほかと比べて良いとこですし、そういう面からしたら、もう少し大きな、やはり、この直売所を設けてもいいんじゃないかと。

と言いますと、先日も、常任委員会でもお話あったんですけれども、この直売所が、それぞれに旧4町分かれているということで、同じような物を生産しているというふうな、お餅を、一つ例を取れば、餅をひまわり館でやっておる。上月でもやっておるといふようなことですね、同じ機械を使って、そういう2箇所、3箇所で行っているというのは、これは不経済。これは、機械もつぶれていくだろうし、修理も必要だろうしということですね、そうやなしに、一箇所に、ある程度の物を作って、ある程度の生産をしていくということが大切じゃないかと思うんですけれども、そこらの今後をですね、直売所のあり方について、ただ、その野菜、そういう販売する物が少ないということだけと違って、やはり先に、そういう直売所、これだけの生産者いらっしゃるんやから、ある程度の特売所を1箇所設けてですね、そして、佐用町に人を呼び込むといふようなことは、考えられてないですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、今現在ですね、佐用町内に4箇所、基本的の直売所、かなりこれも、それぞれがね、生産者と一緒で連携を取ってですね、年間、その今言われるように、大きな直売所はないんで、何億という売り上げはないんですけれども、何千万もの売り上げはしていつていると。

これ、一つの直売所を作ればいいじゃないかという案も、当然ありますし、私も、そういうこともお聞きしたり、そういう意見も聞いたこともあります。

で、佐用の、そういう直売所を運営していただいている方々にもですね、これ、協議会一緒に持ってですね、一応、いろいろと意見交換をすると。また、協力するところは、協力して行こうということではやってきました。

やはり、これ合併して、町がですね、8年になります。確かに、そのへんの効率化ということなり、また、もっと魅力のあるものにしていくための施策というのは、当然、取っていかなくちゃいけないなということはあるんですけども、一方、一つ一つの施設がですね、

長年そこで、一生懸命取り組んでいただいて、それぞれ特色のある部分があります。まず、上月、三日月にしても、これ味噌ですね。もち大豆。これを、やはり大事にしていく、大きな柱になってます。

で、後、野菜とか、地域の農産物、このへんのところは、確かに、ほかの地域の直売所と比べるとですね、品目が少ないし、量的にも、どうしても、安定した供給ができないというような状況にありますね。

例えば、交通の便の良い、もっと遠くからもお客さんが来ていただけるような場所に、そういう施設を作ればですね、今度、今、ある施設等を、どういうふうに運営、経営していくかという問題も、当然これは、片方に出てきます。ですから、これを初めてね、作っていくのであれば、また、考え方も、また違うんですけども、既に、今、それぞれで運営しているものを含めて、どうしていくかということになります。

それと、やはり、どこに行ってもですね、そこに柱になる、目玉になるものですね、そういう消費者にとって、非常に新鮮で、それを求めて買いに来るようなものをですね、これができる一番強いんです。

で、先ほど言った、上月の味噌、三日月における味噌とか、それは、かなりですね、固定して、安定した需要が、人気があってですね、大きな経営の柱にはなっているんですけども、これは、インターネットとかね、ああいう宅配でもなってますので、なかなか全ての人に、ドンドン、それを求めて佐用町に来ていただくということにはなってます。ですから、農作物で、何か、新しい物を作らなきゃいかんということは、当然、考えております。

それをですね、少し、お話をさせていただきましたけども、まだ、具体的な計画にまでいきませんが、これから何とか具体化していきたいというのが、そういう新しい工業技術なんかを使ったですね、農業いうものに挑戦してですね、そこから、非常に質の高い、ブランド化のできる、ブランド品として売れるようなね、農作物作って、それを今後、どう販売していくかということもあります。

そういう中でね、今の現在の販売していただいている施設、こういうものを、今後の運営と含めて考えていきたいということも、当然、考え、持っているところです。

まだ、具体的にどうするということは何、お話しする段階ではありませんけれども、いろいろと研究はしていると、考えているということだけはお伝えしたいと思います。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） これ、日本政策金融公庫がですね、全国の消費者 2,000 人を対象にした実施したアンケートがあるわけですけども、その中で、消費者の意識調査によればですね、76 パーセントの人が農産物直売所を利用した経験があることが分かったと。

また、生鮮食品や農産物加工品を農業者、農業者グループから通信販売等で購入したことがあるかどうかという問いでは、利用したことがあるが 21 パーセントに止まりましたが、購入したことがないと回答した人のうち、57 パーセントが今後は購入してみたいと回答しており、通信販売等に対する潜在意欲が高いことが浮き彫りになりました。直売所を利用したり、通信販売で購入する理由としては、共に新鮮だからが、最も多く、次いで、価格が安いという理由によるものでしたと。そういうことですね。

また、都市農産漁村交流活性化機構がまとめたモデル直売所における顧客満足度調査によりますと、農産物直売は、スーパーと比べて調査した 13 項目のうち、12 項目で満足

度が高いという結果となりました。そこには、価格、鮮度、味、おいしさなど直売所の強みとされる項目のほかに、パッケージ、清潔感、温度、湿度など、どちらかというところ、スーパーが強いと思われる点でも、直売所が上回るという意外な結果も見られ、ただ、スーパーに軍配があったのは、営業時間だけでしたというような、こういう調査が出ておる、アンケートが出ておるわけなんで、これから農産物の直売所というのはですね、重要視されて、ますます行くんではないかと思しますので、その点、よろしくをお願いします。

それと、もう1点ですね、この美作市の、私も、よく行くんですけども、彩菜茶屋というのがあるんですけども、これ、大阪の箕面にですね、彩菜美作茶屋を出店してですね、そして、そこへ高速道路で2時間かけてですけども、農産物を届けているという、農家の生産意欲を刺激、更なる農産物生産と販路の拡大を進めているという、そういう記事が載っておりました。アンテナショップとしての農産物の直売所なんですけれども、そういうことで、先ほど、町長の答弁でありました旧来の、そういう直売所がある、その兼ね合いとですね、やはり、町に1箇所にするというの、なかなか難しいものもあるんじゃないかと思えます。

こういうやっぱり、アンテナショップもですね、これ、そういう市、大きな市にですね、こういうアンテナショップも一つ立ち上げてもいいんじゃないかと思うんですけども、そこらのことは、どうでしょうかね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これまでも、そういうアンテナショップということはですね、担当課のほうでもどうだろうということで、研究したことはあります。これも、どうしても工程的な経費がかなりかかります。どこまでですね、これ、その採算だけを考える、アンテナショップですから、波及効果なりを考えて、そこだけの採算ではなくってですね、いろんな町としての公費の投入ができるかということにもなるかと思うんですけども、それまでも、なかなか、できておりませんので、今、かなり定期的に山陽百貨店、姫路のほうですと、今のふれあい上月とか三日月、ここなんか、そういう所との地域と地元と連携してですね、定期的に、そういう農産物、作物や加工品を持って行くという、こういう取り組みをしておりますのでね、そういう物が、安定的に販売できたり、また、PR効果が高いということになっていけばですね、そういうアンテナショップというような物へ、また、考えが、計画がですね、発展していくかなというふうには思いますけども、当面は、先ほど言いましたような、それぞれの販売、町内の施設が、地域と、それぞれ、今までの関係を密にしながらですね、定期的に、そういう所に持って、出向いて行くというような方法、こういう形で進めていくべきかなというふうに思います。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） 今後、先ほど、岡本議員からもお話ありましたように、林業の再生に向けてですね、今後、取り組んでいくということなんですけれども、特に、今後、今は、大規模改修ということでやっておりますけれども、この建設業者、特にやはり今後、厳しいではないかと思うんで、そういう建設業者に対して、先ほど、るる、町長のほうから

お話ありました補助事業、補助があるというような話もありましたし、そういう建設業者も含めてですね、これ、農業者と商工業者が、手を結んでですね、これから山の手入れとか、田んぼの手入れとか、そういうことに対しての、やっぱり取り組みを、今後、やっぱりやっていかなかったら、佐用町としても、やっぱり生き残れていけないのではないかと思いますので、その点、よろしくをお願いします。

特に農業、最近言われております六次産業ということ、よく言われるんですけども、この農業者がですね、生産した物を出す。農協が、この流通販売ですね、それを全て加工から流通販売まで農協がやっていくと。そして、そこへ手数料を取られてしまうことではなしに、農業者がですね、自分らでやっていくという、六次産業ですね、そういう加工から流通まで全てやっていくというようなことに、これから、なっていかなければ生き残れないんじゃないかと思うんですけども、そこらの考えとして、町長、どんなんですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 生き残れないというんか、その農業というものが成り立たないというかですね、小規模でやって、そこで、市場に任せてしまうと。また、そういう流通業者に、そういういいところを取られてしまうということではね、採算が合わない。だから、小規模であっても多品種で良い物作って、できるだけ、そういう中間経費を少なくして、経営的にも、何とか成り立つような経営をしていくという、このへんが、六次産業だというふうに思っておりますので、大量生産してですね、消費地に、大量的に、計画的に販売をしていくという、いわゆる流通に乗せてですね、大きな流通に乗せてやっていく経営ということは、これは一つは、そういう産地であれば、そうなるんですけども、佐用町のような、今の経営規模なり状況ではですね、そういうものに乗っかるということは、なかなか、かえって、コストが非常にかかってしまうということで、できるだけ、一つは直売をしていく。また、通信販売とか、そういう多品種、良い物を作って、付加価値、高価格で物が売れるようにしていかないとですね、経営が成り立たないということであろうと思いますから、そういう農業を目指さなきゃいけないなというふうに思います。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） それでは、この点については、終わらせていただきます。

それでは、第2点目の通学路の安全対策についてをお伺いいたします。

今回、国の補正予算案、平成25年度当初予算案に、防災・安全交付金が、新たに計上されましたが、この交付金には社会インフラの総点検、維持補修等に使えるほか、通学路の安全対策にも支援できると聞いておりますが、本町として、前回、平成24年6月議会での答弁以降の取り組みと絡めて、どのように進めておられるか、お伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目のご質問、通学路の安全対策についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

昨年6月議会の一般質問でご指摘のありました、通学路の安全点検でございますが、緊急の通学路の合同点検の通達を受け、平成24年8月8日から23日かけて、それぞれの小学校区毎に、保護者から取りまとめられた危険箇所の改善要望箇所を教育委員会、各小学校、道路管理者、佐用警察署で佐用町内の現地にて通学路点検を行っております。

その後、平成24年10月の25日から26日にかけて会議を行い、通学路の状況、危険の内容を小学校区毎に整理をし、対策が必要な箇所、41箇所の交通安全対策の内容について、改善策なり、次期、改善方法等協議を行っております。

対策内容として主なものといたしましては、国道179号佐用町佐用の上町住宅から佐用農園があります。その国道、歩道がないということ。

それから、国道373号佐用町の中上月の歩道整備。これは、既に、歩道を整備を順次、県によって行っているところでもあります。

また、県道宍粟下徳久線の平松地区、ここも歩道がないということです。

それから、県道宮原力万線、福吉の幕山郵便局の東側では、路肩を広げ、歩行のスペースの確保をしていこうと。

それから、町道徳久145号線、これ、林崎の光田橋の下流、左岸の堤防沿いの防護柵の設置をということで、これについては、もう既に、設置を行いました。

また、町道末広久崎線の安川には、反射鏡の設置。これ以外にも、信号機の設置、また、横断歩道の設置、ラインを引き直し、カラー舗装を行い、路肩を広げるというような要望。

また、側溝に蓋を掛け待避所の確保を図る等の対策を行うとして、そういう協議を行って、それぞれ、県にもお願いをしまして、早期に実現できる箇所から可能な限り、要望に対応することといたしまして、今年度まで、既に21箇所、そのうち、21箇所については、対策を実施をいたしております。

なお、今回、国の補正予算案や平成25年度当初予算の防災・安全交付金などで対応できないかのご質問でございますが、平成24年度は、早期の対応が必要ということで、既存の交付金事業や単独事業にて、既に事業を、先ほど申しましたように、実施をいたしておりますので、平成24年度補正予算には計上いたしておりません。平成25年度以降につきましては、詳細が確定しておりませんが、補助制度を最大限活用することとして、国、県の指導を受けながら、早期解決に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、河川の大規模改修に合わせてですね、長年、非常に危険な状況でありました、長年の懸案でありました、この国道373の円光寺から久崎間の歩道ですね、整備、これも現在、河川改修工事に合わせて、今、既に工事が、あらかた完了して、近々にですね、この歩道だけでも供用開始をしていただきたいということで、お願いをしているところでもあります。

また、早瀬から上上月の間の一部歩道ができてない部分、これにつきましても、河川の今、改修の中でですね、歩道を整備するというので、現在、工事を行っていただいております。

また、教育委員会、学校では、先の述べました通学路の総合点検に参加し、要注意、危険箇所の改善要望を行うとともに、見守り隊による活動や防災行政無線の活用によって注意を喚起し、河川改修に伴う通学路の変更、また、登下校指導等を継続的に実施をしまして、通学路の安全確保に努めているところでもあります。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） ちょっと、確認なんですけれども、私、持っているのは、兵庫県の通学路における緊急合同点検の実施状況ということで、平成24年の11月30日現在ということになっておるんですけれども、それは、小学校を10校、点検学校数が10校ですね、点検箇所数が37になっておるんですけど、41なんです。これが。これが41ということですね。こういうことですね。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

7番（井上洋文君） 分かりました。

それと、町長、先ほど、この24年度の補正ではですね、全然、挙がってないということなんですけれども、24年の2月補正予算、緊急経済対策ですね、この西播磨県民局としては、宍粟下徳久線のほか6箇所、路肩のカラー舗装ほかということで、佐用町ということ挙がっておるんですけど、これは、ないんですか。これは。

〔町長「(聴取不能)」と呼ぶ〕

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

7番（井上洋文君） これ、県の、これあるわけですね。県として。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） この部分につきましてはですね、先ほども、ちょっと答弁、町長のほうからいただいたように、県の単独事業という形ですね、既に、この補正が出る前にですね、実施させていただいたと。この事業につきましては、繰越ということで、25年度実施ということですね、できる所からやるということで、県のほうが先行してやっていただいたということでございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） 6箇所は、どこどこになるんですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 6箇所ということでございますけれども、

〔井上君「7箇所ですね」と呼ぶ〕

建設課長（上野耕作君） えっ。

7番（井上洋文君） 宍粟下徳久線ほか6箇所になっておるんですけどね。

建設課長（上野耕作君） そうですね。まず、カラー舗装につきましては、私の聞いておるところによりますと、宍粟下徳久線、西徳久ですね、歩道のない所を、カラー舗装にするということで、現在もう、やっけていただいております。

それと、櫛田にもう1箇所、それから福吉に1箇所ということで、合同点検の中では、この3箇所、地域から出てきた要望という形で、今現在のほうを、24年度でやるということで、県のほうから聞いております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） 昨年の文部科学省、国土交通省、警察庁合同で、各自治体の通学路の緊急点検を要請して、先ほど、町長からお話ありました。

昨年末の段階で、対策箇所を記した図面を公表しましたと。図面を公表した自治体が、782市町村となっておりますが、この図面を公表した自治体が申請した場合、公表してない自治体と比べ、優先的に交付されるということになっているというように、これ載っているんですけども、これ、図面を公表されておるわけですか。別に。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） そこまでは、ちょっと、僕のほうは確認しておりません。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） 分かりました。ほな、また、これ確認しておいてください。

第2点目は、これで終わらせていただきます。

それでは、第3番目としまして、役場職員からの駐車料金の徴収することについて質問いたします。

本庁舎の駐車場は、そう広くなく、職員に占領され来庁された町民が駐車スペースがなくて困っておられるのを、よく見かけます。

町の職員が利用するのだから仕方がないと安易に見ておりましたが、町民が駐車しているのに、職員が無料で駐車しているのは、納得がいきません。町民が施設を利用しても、それなりの使用料金を徴収しているのに、職員が町の駐車場を長時間使用しても無料というのは、合理性に欠けるのではないのでしょうか。お伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 次に、3番目の職員からの駐車料金の徴収ということについての意見、ご質問であります。お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、公共施設と、それに付随する駐車場との関係であります。各種公共施設は、それぞれ、行政財産の使用料が条例で定められ、利用者から公の施設の使用の対価として、使用料というものをいただいておりますが、それぞれの施設の利用に伴う駐車場の使用については、利用者の利便性の向上のため、その施設に付随するものとして考えておりますので、別途、駐車料金等は、徴収を町としてはいたしていません。

次に、職員の駐車場の使用についてでございますが、駐車場は公用財産たる庁舎等の公共施設に付随するものと整理をする限り、その庁舎等で勤務する職員の通勤用駐車場として利用することは、行政財産の使用目的に資するものと考えておりますので、徴収をいたしていません。

駐車場につきましては、特に、役場本庁舎、文化センター周辺で日頃より不足を実感をしております。大きな行事があれば、公用車を移動させ、職員の駐車についても、遠くの駐車場に一時避難、持って行って、一般利用者の駐車場としては、制限をせざるを得ないという状況もありました。

この実情を十分に踏まえた上で、来年度から行う庁舎整備事業の中で、新たに取得する用地を含めて全体的な駐車場の整備も行いたいというふうに考えております。

ただ、今、井上議員からのご指摘で施設において駐車料金を取っている。これは、公営住宅、町営住宅等の駐車料金のことではないかと思っておりますけども、これにつきましてはですね、駐車ということではなくて、車の管理、保管としての場所、その提供ということになりますから、駐車料金をいただいている所もあります。

ただ、職員の、これ勤務ということについては、やはり交通機関がですね、電車とか、近くから歩いて来る人、これは、当然、ほかの交通方法がありますから、良いわけですがけれども、やはり町内のような交通状況にありますと、これは勤務するためには、車を利用するということは、これは、お互いもう、そういう地域の状況から見て必要な交通手段だというふうに思っております。それに対して、交通費、当然これは、実費を支払うということで、それぞれの施設、本庁舎だけではなくてですね、いろんな施設についても、その分の交通費というものを支給しているということです。

だから、駐車料金を取るということであれば、その駐車料金も含めて、職員に支給しなきゃいけないという形になります。

町民の方からも通勤等に使われる点については、前からお話をさせていただいたように、確かに狭くって、たくさんの方に駐車していただけないような状況もあるんですけども、姫新線の乗客の拡大とか、そういうことも含めてですね、町民の皆さんの利便性も考えて、町のこの施設における駐車については制限、どうぞ、止めてくださいということで奨励しているわけじゃありませんけれども、やむを得ない場合は、駐車していただいても駐車料金はいただくというようなことはいたしていません。

そういう意味からもですね、職員の駐車料金を徴収するというようなことは、私は、考えておりません。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） 近隣のS市やA市は管理職1,500円、職員1,000円、臨時が500円とか、A市については、職員が各自で確保しておると、田舎であっても、そのようにしておるところが、近隣でもあります。

先ほど、町長、答弁ありましたけれども、私が言いたいのはね、公有財産として、広ければ、それは、そこへ当然ね、止めても、それは当たり前のことだと思うんですけども、この池田電機なんかは、どんなんですか。これ、公有財産と違って、これは、その駐車のために借ってる、賃借しているということではないんですかね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 池田電機さんじゃなくて、あれは、個人の土地なんですけども、一部、そういうことで借地をいたして、確かにおります。

ただ、先般も、この25年度の計画でお話させていただいたように、町として、役場の全体の整備も行う中でですね、駐車スペースも十分確保していきたい。また、施設、特に、文化情報センター等の利用にかかる駐車場も整備をしていきたいというふうに考えておりました。今後、そういう借地している所については、お返しをするということで、今、検討をしております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） はい、分かりました。これで、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君の発言は終わりました。
続いて、13番、石黒永剛君の発言を許可いたします。

〔14番 石黒永剛君 登壇〕

14番（石黒永剛君） 失礼します。14番、石黒です。

私の、この度の質問は、事前通告書どおり生涯学習の理念と、人づくり・町づくりについてであります。

通告書を朗読して、質問いたします。

平成18年、教育基本法が改正されました。第3条に、生涯学習の理念が新たに述べられております。また、子ども・若者育成支援推進法も施行されている、人づくり・町づくりの観点から、次の質問をいたします。

一つ、生涯学習課に求められているものは。

2番、社会教育を含む生涯学習計画はあるのか。その推進について、その具体的計画と施策は。

3、子ども・若者育成支援推進法が施行され3年余りが経過しております。地方公共団体佐用町の責務は何か。これは、法の16条の1から3になろうと思います。佐用町の子ども・若者像を描き実践的、有用な施策を考えているか。総合的な支援体制を問うとお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、今日、最後のご質問で、石黒議員からの生涯学習課の理念、人づくり・町づくりについてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、生涯学習課に求められているものということですが、生涯学習の理念として、国民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるように、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かす社会、社会に活かしていく、そういう社会の実現を図らなければならないと規定をされております。

また、本町では、住民と行政が役割を認識し協力・連携をしながら、住民と行政の協働による自立したまちづくりを推進しているところでございます。

そして、まちづくりを進めていく上で、地域における人づくりと豊かな暮らしや出会いによる、生きがいくりの実現が不可欠でございます。

人づくり、生きがいくりの実現のために、生涯学習課では、生涯学習の基本理念に基づき、関係各課と連携を図りながら、住民一人ひとりに必要に応じて自己の適した手段や方法を選択し、生涯を通して学習を行うとともに、各世代の学習ニーズを的確に把握し、多様な学習機会や、その場を提供するため、文化情報センターや図書館・体育館・町民ホールなど生涯学習施設の整備・充実に努めてきたところでございます。

次に、2点目の社会教育を含む生涯学習計画はあるのか。その推進についてと、その具体計画と政策はということですが、町の生涯学習の基本は、人づくりであると考え、生涯にわたって、いつでも、どこでも、誰でもが必要に応じて学習ができ、その成果を正當に評価されるような生涯学習社会を作っていくことが不可欠だと考えております。

急激な社会の変化に対応する中、生涯にわたる学習活動の現状と課題を正しく認識をし、町民ニーズに合った生涯学習社会の構築に向けて、町総合計画後期計画の中の生涯学習計画策定に向けて検討を行っておりますが、作業が遅れており、現24年度での計画は、できておりません。25年度のできるだけ早い計画を進めたいというふうに考えております。

なお、計画策定の体制といたしましては、まちづくり推進会議の生涯学習・スポーツ部会を中心に、文化・芸術振興団体、スポーツ振興団体、青少年関係機関など、関係する代表者等との検討・調整を実施をいたしまして、町民と行政が一体となって生涯学習を推進するための基本計画を策定していく予定でありまして、先ほど言いましたように、来年度、平成25年度に計画を策定をしていこうという方針であります。

3点目の子ども・若者育成支援推進法が施行され3年余りが経過をしている地方公共団体の責務は何かという質問ですが、子ども若者育成支援推進法は、いわゆる、ニート、ひきこもり、不登校、発達障害、精神疾患を抱える子ども・若者が対象であり、幼児期には福祉、学童期には教育委員会という縦割的な支援でなくて、関係機関の連携により、包括的に、その子どもたちを支援していくことが基本理念であります。

町では、子育て支援センターを中心に、次世代育成計画を策定をし、子どもが健全に育つよう、地域の人材や資源を活用したファミリーサポートセンター事業の充実をはかりな

がら、地域ぐるみの子育て環境整備に努めているところでございます。

子ども・若者をめぐる環境を受けて、町でも、子ども・若者育成支援実務会議で協議を重ねて参りましたが、子ども・若者総合サポート会議設置には至っておりません。しかしながら、子育て支援センターや青少年育成センターなど関係機関と、更に連携を深めて、家庭と地域の教育力向上を図り、行政と地域住民が一体となった包括的支援体制で子どもたち、若者たちを見守り、育成していきたいというふうに考えているところであります。

以上、このご質問に対しまして、この場での答弁とさせていただきます。

[石黒君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

14 番（石黒永剛君） ありがとうございます。

通告書のほうから、少し追加の質問をさせていただきたいと思います。

2 番の社会教育を含む生涯学習計画はあるのか。支障があって作業が遅れた。25 年には何とかというような話だったと思うんですけれども、遅れた原因を、一つお願いいたします。遅れている原因。

[生涯学習課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（和田 進君） ここにも少し挙げさせていただいておるんですけれども、まちづくり協議会の中で、協議を進めておりました。その中で、生涯学習、また、スポーツ計画についても、検討していかなければいけないということになっておりましたけれども、今年度からというか、来年度から実施しようということで、話のほうを進めております。

[石黒君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

14 番（石黒永剛君） ええっとね、実は、これ公民館、佐用町生涯学習課のあらまし、これ、23 年と 24 年持っております。これページ数、皆、ほぼ一緒です。中の内容も。全然、動きがないのではないかなというような懸念もしております。まあ、このことはいいです。

昨日ね、先ほど、教育長からも、ちょっと話がありましたけども、佐用中学校の卒業式行ってまいりました。そして、孝橋 剣君の答辞の言葉は、お父さん、お母さん、産んでもらってありがとうございますという言葉でしめました。こういった感謝の言葉が述べられるということは、本当にいい学園生活を送って、この子たちは巣立っていったんだなと思っております。

教育長は、いつもおっしゃられますね。人は、教育は人をつくると。私も全く同感です。その時代、その時々、適切な人間教育というものが、今、求められております。

今から、私の述べる意見については、少し、敏森議員との意見も合うことになるんですけども、特に幼児教育です。

幼児教育というものを例え話にすると、少し、例えはおかしいかと思えますけども、と

ろる汁を考えていただいたらいいと思います。一番最初に、しっかりとこなしておけば、後は簡単です。幼児教育も、それが言えると思うんです。幼児期の教育は、五感教育と言いまして、嗅ぐ、見る、聴く、触れる。それから何でしたかね、味わう。この五感の教育です。

人間は、母親に抱かれて、初めて、人間の触れ合いが始まるわけなんです。それから、しっかりとやっておれば問題はないと、私は思ってます。

時代の求めにより、何年になりますかね、主任児童委員制度ができたのは、人間で、子育ては胎教からだというような話で、私は、主任児童委員を受けた覚えがあります。

で、この教育を、後伸び教育というらしいです。しっかりと、ここで子ども達をしておれば、後は、そう難しくない。

今、この家庭教育の、ここの部分が切れてしまっているわけなんです。

一番最初欠かして、そして、仮に、これができたとしましょう。しかし、その上で、幼稚園教育、小学校教育、中学校教育、その中の一つが抜けても、これはもう大変なことなんですよ。

今、ここに出ています、子ども・若者支援推進法、これを行政が補おうとしているわけなんです。

先ほど、この趣旨は、この法の最初の部分を、ちょっと町長のほうからあったと思いきすけども、そういったことを考えつつ、今回、質問させていただきます。

まず、坂本課長にお聞きいたします。わが町の生涯学習は、社会教育も含め、教育委員会から事務委任を生涯学習課がやっていると思います。それで、よろしいか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） はい、そうございます。

これは、町長も答弁されたと思うんですけども、合併当時ですね、地域づくり協議会をつくって、地域の住民と共同でやっていくと。まちづくりをしていく中で、教育委員会が、当然、従来は、社会教育持っているんですけれども、その中で、あえてですね、行政側の部局に入れて、社会教育を推進するというので、分けて合併の時の協議になりましたので、その時に、本来の教育委員会から、社会教育部門だけ分けていくという形で、合理的な推進が、行政側のほうはね、事業費も絡みますので、できるんじゃないかということで、分散しております。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

14 番（石黒永剛君） 続けて、坂本課長に。

社会教育委員の設置、合併時ですね。成人学習機会の充実、これ、どうなっていますか。

議長（西岡 正君） 教育課長ですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

教育課長（坂本博美君） 社会教育を受けたとこ、担当で、それ当然ね、委員を任命していつてやっていくと思いますけども。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

14 番（石黒永剛君） 今、成人学習の機会の充実、これは答弁になってませんが。まだ、調整事項にあったと思いますけど。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 社会教育部門でやる成人の、そういうサークルとか、そういう活動のことですかね。

14 番（石黒永剛君） だと、思います。

教育課長（坂本博美君） それは、当然、社会教育部門でやると思いますけども。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

14 番（石黒永剛君） はい、ありがとうございます。この質問書を書く前に、私、ちょっと佐用町の課設置条例を見ました。その中で、この子育てに関しての関係課ということから、調べてみたんですけども、まず、人づくりや、まちづくり、そして、地域の跡取りとして、今、子どもたちを育てているということになるのは、まちづくりの関係になりますので、企画課長、平井課長、その立場から、考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたします。

町は、まちづくり推進会議という会議を設けまして、21 年、災害前から、この取り組みをしてきたわけなんですけれども、災害があつて、少し中断して、23 年の秋から、また、まちづくり推進会議を開いてきました。そういうことで、この 24 年度末までに、まちづくり基本条例部会と自治会の相互協力という 2 部門にわたっての展開をして参りました。

それで、本年で、一応、まちづくり基本条例のほうは、議案にも出させていただいておるとおりでございます。

で、来年度から、どうしていくんだということで、私どもの考えておりますことは、25 年度からは、生涯学習スポーツ部会につきましては、教育委員会と生涯学習課が中心とな

って、また、まちづくり部会につきましては、まちづくりや地域づくりに関して、企画防災課が中心となって、地域づくり協議会の中で、進めてまいりたいという、担当者の中でも、そういう協議をして、来年度から、この2部門での展開を予定しております。以上です。

[石黒君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

14 番（石黒永剛君） 私ね、町長は、今回の施政方針の中で、述べられておった言葉があったと思うんです。

これは、子育て支援対策、子育て支援センターを核とした子育て環境の更なる充実を図ると述べられておられました。そういった関係から、今、平井課長にお聞きしたわけなんです。

で、町長が、そういう意見を述べられ、抱負を出された以上、この佐用町のそれぞれの課は、これは何課だ、これは何課だというようなことなくして、担当課はもちろん、責任持って取り組んでいただかないかと思いますが、それぞれの課も、その気持ち、その理解だけはしておっていただきたいなと思っております。

で、今朝ほど、敏森議員の中に、いじめというような話が出てました。いじめというものは、案外、いじている子ども、そして、子ども自身ではない、その背景というものを教育長、おっしゃってました。私も、その通りだと思う。で、いじめがある。その家庭において、案外、母親が被害者意識持ってますよ。私とこは悪くない。全部相手が悪いと。今の時世、物事というものは、案外、相手が悪いんで、自分とこは悪くないというような考え方が、蔓延してます。で、私自身は、いろんなことについても、この問題については、やはり子どもの姿なり、親の姿が見えなくては、物事はできないと思うんですよ。

で、森下課長ね、森下課長とこは、民生委員さんとか、そういった方を通じて、いろんな情報が入ってくると思うんですよ。今、そういうことを通じて、今の佐用町の世情、どういう形の子ども、親というのが見受けられますか。

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 失礼します。

非常にこう、子育てに関しての大きな質問ではないかと思えます。

議員のほうからも、前段で申し上げられておられた幼児教育ですね、非常にこう、子どもさん、子どもが生まれてから、幼児教育から小学校の学童教育に入るまでと、非常に、子ども達が培う、非常に大切な時期、非常に人生にとっても大事な時期という時だと思えます。その中で、子育てに関する、非常な施策が、国を含めて県、各市町に下りてきておるのも事実でございます。

今回の質問の中でも挙がっておりますが、子ども・若者育成支援推進法につきましても、非常に大きな、今回の法律改正、概ね3年前になろうかと思えますが、これは、一般質問、以前のこの議会の中でも出ておりましたが、子ども・子育て関連の3法と同じで、内閣府が3年前にですね、大きく、ニートとか不登校等も含めた、社会の大きな変化に伴う改正を掲げた、そういう、これ法律だったかと思えます。

その中で、国に、そういう法律を作り、各都道府県に、そういう協議会をつくらうということで、これは、努めなければならないという言葉ではなかったかと思えますが、各都

道府県に既にできております。

なお、この兵庫県につきましても、できてるかなと、僕は、思っておったんですが、兵庫県は、若干、違う言葉で、既に設置要綱がありましたので、どうも、それを今現在、併用してやっておるようでございます。ひょうごユースケアネット推進会議ですか、そういった形で、国の法律に基づいた事業等は、兵庫県のほうでは、展開されているかと思いません。

で、私どもの課のことなんですけど、先ほど申されましたように、確かに、民生委員、児童委員連絡協議会の中に、主任児童委員というのが、各旧町に1名ずつ、4名の方が活動をされておられます。しかしながら、その4名の方では、現実、なかなか、活動というのは非常に難しゅうございます。そのへんも含めて、協力員の方が、各地域に入っておりますので、その方が、子どもさんから、子どもさんだけではないです。やはり、佐用町内、非常にこう、いろんな所で悩み事があります。そして、情報収集も進めていかななくてはなりませんので、子どもさんを含め、高齢の方、特に独り暮らしも含めて、全体的に活動されているというのも事実でございます。

そういった中で、子育てについても、親が行う子育ての支援を、佐用町の場合は、例えば、保育園がやっている。それから支援ですね。支援をやっている。

それから、子育て支援センターが、その手助けをやる。

そして、生まれて間なしの頃から、例えば、1歳半、3歳児という、そういう健診に対する指導なり訪問活動は保健師なり専門分野でやっているというような形で、今現在、佐用町のほうは、非常にこう、充実した内容で、僕は、訪問活動、または、指導ができていんじゃないかというふうに思います。

そういったことで、それが答えになっているかどうか分かりませんが、そういった子育て支援センターを含め、保育園、そして主任児童委員、そういう関係機関を含めた連携を、更に、今後、進めていかなあかんのかなというふうには、私は、思っております。以上です。

[石黒君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

14番（石黒永剛君） 確かに、お説はご最もでやっていただいておりますことを聞いたんですけども、私の質問は、そうではありませんでした。

佐用町の状況、子ども達を、どういう形で見ておられるかという質問やったと思うんですけども、まあ、よろしいです。

私は、波打ち際的な状況であると、いつ、何が起こってもおかしくない。そういうつもりでおります。

で、ちょっとお断りしておかないかんですけれども、私の質問は3点に分けてしているわけなんですけれども、全部がリンクしてますので、一括して質問させていただいております。

次、学校教育については、敏森議員のほうから話があったと思うんですけども、私は、ちょっと生涯学習の観点から、ちょっと意見を述べさせていただきたいと思えます。

教育は、教えるものと学ぶもの。当然だと思います。そして、生涯学習の範疇の中には、学校教育、家庭教育、社会教育、そして自ら学ぶ自己学習というものがあります。そのように取ってもよろしいか。和田課長。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（和田 進君） その通りでございます。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

14 番（石黒永剛君） それでは、自己学習の場として、スポーツ、文化、奉仕、体験活動、趣味、ゲートボールも、一例挙げれば、そして、レクリエーション活動なんかがあると。その振興に生涯学習課が、非常に努力していただいておりますというように取っております。

各種団体育成、指導助言、これは、生涯学習課の使命として、社会教育主事をフルに使って、頑張りたいと思います。

今度、自己学習です。学習には、読書とか、独学で、それぞれ自由でありますけれども、先に述べた文化活動、これは、佐用が非常に高いように聞いておりますし、また、評価もされているんでしょう。いろんな新聞等でも、かなり入選された俳句や短歌があります。

で、戦後、佐用町は、本当に何も無い時に、俳句会が起きてます。その俳句会の基になられた方が、ずっと今日まで、延々と次々つなげて、今日、佐用文化の会の中でも俳句、それから、短歌と、そういうようなものが、かなり高いレベルできております。そのように取ってます。

で、写真、俳句を見られて写真を撮られる方は、もう、この俳句の状況が写真になるというようなことをいわれておりました。

また、写真を見て、俳句をたしなまれる方は、同じような言葉を述べておられます。

まあ、人間というものは、キザな話しますけども、それぞれが芸術家だと思えるんですよ。自分の思い、考え、それを何によって表現するかと。それが俳句であったり、短歌であったり、（聴取不能）であったりしているんだと、私、思います。

そういう意味において、自己学習というものは、やはり自分を見つめるという人間教育、大人になってからの教育だろうと思えます。

私自身の意見は、そういう意見を持っております。

最近では、教育長も俳句されますね。時折、夢ある教育で拝見しています。

そして、また、議長も文化の会で、一句を捻られるようなことがあるように、会員の方からお聞きしました。

で、ここにね、「こけしびな息をひそめて手の中に」、という俳句をたしなまれる方の句を一句いただきました。これ、季語がお雛さんだと思えるんですよ。こけしびなの、その小さな物を、こけしの小さな雛を手の上に置いて、じっと見つめておられるんでしょうね。こけしというものは、目というものは細い目ですし、それが笑っているように思うか、そして、何かを語りかけているように思うか、それはもう、受け取る立場です。そういうことから考えると、やはりこういったものでも、自分の表現をされているんだなというような感じで、実は、ご披露させていただいたわけです。

で、佐用町には、多くの俳句会の（聴取不能）があって、高く評価されています。各種団体へのますますの支援をね、生涯学習課、よろしく願いいたします。

次に、改正教育基本法になります。それで、ちょっとその中で、お話をしたいと思うのが、子ども・若者支援推進法なんですけれども、それに行くまでに、まず、改正教育基

本法は、学校・保育園規模適正化の問題と、それから、生涯学習の理念と家庭教育、幼児教育、学校・家庭・地域住民との連携を新たに述べているわけなんですね。で、今、何か、学校・保育園のみを発しているようですけれども、当然、後から述べた生涯学習の理念、生涯学習の理念については、先ほど、その生涯学習の理念というものを、町長の答案の中に、和田課長書いておられましたから、そのとおりだと思います。

学校・家庭・地域住民との連携というような言葉が入っているんですけども、この言葉は、何も、ここだけではなくして、佐用町は、既に、これですね、教育委員会の評価報告書、今朝、敏森議員からも言われましたけれども、この中にも、早うたっているんですね。ところが、23年、22年、23年共に、この部分が、非常に評価が低いと。Bが普通だったということになれば、これCランクなんです。ずっと。変わってません。同じように。で、それについてね、これは、教育委員会、健康福祉課、生涯学習課に対しての質問になると思うんですけども、なぜ、C以外は、この分野にはないのか。ページ数にしてね、45ページ、47ページ、48ページです。ちょっと、コメントがあれば、お願いします。

議長（西岡 正君） どこから、答えてくれるんでしょうか。

14 番（石黒永剛君） 坂本課長から。

議長（西岡 正君） 坂本課長、教育委員会ですか。教育課長。

教育課長（坂本博美君） 今、指摘された、これは教育委員会評価の中の 43 ページですか、これが、ランクが総合的にCですね、中に部分的には、青少年の健全育成がBであったり、地域、

〔石黒君「それから、後が、全部Cです」と呼ぶ〕

教育課長（坂本博美君） Cですね。総合的に判定がCということで、その原因は何かと言われることですか。

これはですね、外部の客観的な評価も入っているんですけども、なかなか、その効果が現れてないんか、目に見えて出てこないと、そういう研修会とか、家庭との連携、それから、親子との対話ということ、ずっとされてますけども、例えば、いじめとか、ひきこもり、ニートとか、そういうことまでいくと、その件数がですね、した割には、減ってないんじゃないかなということで、これ、ほんまに効果的な手法というのは、ずっと研究されてますけども、続けていくしかないかなというところが、一個あるんですけども、この評価を受けて、更に、今後ね、改善点を見いだしていきたいなと思っております。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

14 番（石黒永剛君） 地域住民との連携について、これ触れているわけなんですけれども、地域住民との連携についてのコメントは何かありませんか。これは、学習課長やね。

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（和田 進君） 後期基本計画の中に、生涯学習の人材バンクという、31 ページですかね、本来、いろんな学習をしていただいた方について、自分だけで学びをするのではなく、やはり地域のほうに返していただきたいということも、以前から言っております、20 年、21 年の当時についてはですね、人材バンクのほうに登録をしていただいて、今現在、学校等の年末にですね、わら草履を編まれるとか、それとか、いろいろ地域の行事でいうか、学校行事、また、地域のふるさと祭りなどに行かせていただきますと、地域と学校が一体となって、いろんな活動をされているという部分を聞いております。その部分についても、やはり、人材バンク等登録制度を設けてですね、こちらのほうが、コーディネートをしていくべきではないかなということを考えておりますけれど、それができていないですけど、地域と学校、また、そういう活動については、十分やっていただいておりますように、私のほうは、認識をしております。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

14 番（石黒永剛君） 今、生涯学習課には、社会教育主事、何名おりますか。

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（和田 進君） 生涯学習主事の資格を取っている者はありますけれど、教育長の方から社会教育主事の任命については、今のところ町の職員についてはありません。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

14 番（石黒永剛君） 任命とかそういうことではなくしてね、この目的とするものに対して頑張ってもらえるスタッフが何人いるかというようなふうに解釈して取っていただければ、良かったと思う。もう、よろしいです。

で、生涯学習についてはね、次世代育成計画、佐用町のね、生涯学習については。次世代育成計画。それから、過疎自立促進計画、22 年から 26 年ですね、これ。それから、佐用町の後期基本計画、24 年から 28 年。それぞれ全部、生涯学習の実現に向けて、対策、整備、振興というものが、生涯学習課の主管として述べられているわけなんですね。

で、中でも次世代支援育成計画については、この法律が 22 年の 4 月 1 日に施行になっているわけなんです。これは、若者育成支援推進法という法律です。

先ほどから、ニート、ひきこもりというような話がありまじけども、五体満足に生まれ出て、そして、途中の何を間違ったか分かりませんが、人間形成を間違ったが故に、こういった状況の若者が出てきたわけです。五体満足に、健康に生まれてですよ。そのことも、この法律の中に。私は、今回の質問は、特に、このことについてお聞きしたいわけなんです。

人間形成の関係でね、基本は、もう間違いない教育です。これは何も書いてなくても、その通り、正にその通りです。

しかしながら、人間の、先ほども言いましたけども、成長過程の中で、節目節目の教育は、なおざりになっているわけなんですね。その過程の欠落したままに、大人になった大

人がおると。このところに問題があると思うんです。

で、今、この法律の推進についてね、庁舎内で、調整会議を持たれたかに思うような記述が、実は、この中にあります。この中にね。

もし、あればね、調整会議、その持たれた内容、結果、結論についてお聞きしたいと思うんです。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（和田 進君） 平成 22 年の 9 月に井上議員のほうから、子育て支援法の推進について質問がありましたので、その後、21 年度に第 1 回目、それから、23 年度につきましては、4 回。それから、24 年度についても 4 回ということで、それぞれ実務担当者会議を開かせてもらってます。

出席者につきましては、関係課、健康福祉課、教育委員会、青少年育成センター、企画防災課、総務課、商工観光課、生涯学習課で会議を開いております。

今、取りまく子ども、若者の状況については、青少年育成センターのほうから情報を話していただき、その部分について、どうやって法的な整備をすればいいのかということで、検討を日夜しました。

今現在、そこへ出てきた部分については、現在、そういう相談等がないんですけど、やはり、そういう部分については、早く整理をしていかなければいけないなということで、いろいろ検討をさせていただきましたけれど、もう少し、政策なり、また、サポートセンターの運営方法を、勉強したり、また、先進地のほうの視察等、必要であるということで、今現在、止まったような状況になっております。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

14 番（石黒永剛君） 1 歳の子どもは、一つ歳を取れば、二つになりますね。で、そんなこと言えば、これ、どうなります。この話、前、私は、予算委員会だったか、決算委員会に、前の前の課長に話を質問をしたところ、公の場で、鋭意努力してますという答弁がきてます。それから、これ、和田課長と二人目でしょう。子どもは、もう早、その間に 2 歳になってますしね、子ども達が、状況が悪い子は、そのまま大きくなる。ますます、状況は悪くなりますよ。これ、待ったなしですよ。

先進地が、視察されるのであれば、急いで行かなあかんし、今、しなければならぬ中で、何が急務かということ考えた場合、これだけは、頑張っていたきたいね。

なぜかなればね、先ほど、こちらでは話なかったです。ここ出ましたね。ニート。こんな相談があるでしょう。その相談業務があった場合、どうされてます。今、佐用町。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（和田 進君） 1 件あったということで、青少年育成センターの職員と一緒に

生涯学習課の担当のほうも同席をさせていただいて、話を聞かせていただいたということは聞いております。

[石黒君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

14 番（石黒永剛君） 聞かれた以上、それを解決する方法を考えないかんでしょう。私達の町で、これは恐らく難しい案件もあり、このことは、分かりませんがね。分からなければ、今、児童相談所が、何か、子育て支援センターになっておるんかね。そこらに話を持っていくとか、そういう方策を、なぜ、立てられないんでしょうか。

[生涯学習課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（和田 進君） 内容についても、一応、担当のほうから聞いてですね、急なような、今の相談されている件についてはですね、急を要しないというように判断をしましたので、もう少し状況を見たり、その相談内容を確認しようということだと思います。

[石黒君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

14 番（石黒永剛君） それで、分かりました。
しかしね、今は、そうであっていいかも分からないけども、もう急の急というようなこともありますからね。
そして、片やいじめの話が出てますけれども、教育長は、かなり、その話に触れておられましたけれども、私も、自分が、ボランティアの形で、ちょっと、そういうものに関わっていますからね、いろんな情報があります。
しかし、そのことを出すことには、正しく理解していただければいいけど、それが歪んだ場合に、かえってマイナスのほうが大きいというようなことで、やっぱりちょっと、こういった場でもためらいます。
でね、時間を少し残すような形で、今日も皆さん、一番最後でなってますので、終わりたいと思いますけど、2月1日から10日までの間です。何の気なしに、新聞を見ておれば、ちょっと気になることがありました。ちょっと、それをご披露してね、終わりたいと思うんです。
実は、最後、生涯学習の締めくくりとしてね、生涯学習の使命、理念はね、次世代の人づくりにあるんだということで、私、申し上げて、生涯学習課のことについては、ちょっと、ここで終わります。
ちょっと、今、2月1日からの話に触れるわけなんですけれども、実は、子どもはね、教育長が話されてました。道徳教育の副本で勉強するんだと。しかし、道徳の欠けた大人はどうするんですかと。今、その道徳観、社会規範の欠けた大人に困ってますからね。今の世の中は。そこをどうするかということが、やはり、生涯学習の中の自己学習に学んでもらえる人はいいいけども、来てもらえない人に、やはり、いつも問題があると。歯がゆい

ところですよ。

新聞のあれをしますけども、道徳観の欠如とか、社会規範の欠如でね、人間性の根幹を問うような、ようけ事件が出てますね。

例えば、皆さんも、入っておると思いますけども、児童手当を目的として、自分の産んだ子を主人の子どもじゃないから殺したとかね。それから、用水路に新生児を放棄したとかね。

それから、家庭教育のあり方で問われるのは、私も、直接、この方とお話しましたけども、去年の8月です。京都の高島屋の前でね、署名活動されてました。これはもう、皆さん、判決も出たんですけれども、実は、亀岡の未成年者の夜通し自動車で走り回って、そして、学童の列に飛び込んで、死亡事故やったと思うんです。そして、妊婦もあったですね。このあれが、検察当局の判断、処罰が甘いということで、路上に立って署名活動されておりました。

で、どこやと言ったら、もう、あんな親おらへんと。とにかく子どもが犠牲になっておると。

それから、ここでもね、やはり、しつけがされない子どもの姿いうものがあるわけなんです。

それから、いじめ問題、これは大津の話です。これも、盛んに、親の姿がいわれてますね。

それから、体罰ですよ。これ、この間うちから言っているのは。体罰、あれだけ、柔道だったと思うんですけれども、15人が出る。アスリートいうものは、自分で、自分のすることは知ってますわね。ところが、体罰がある。これは、やっぱり人間関係ができていなかったんではないかなと、私、思うんです。体罰。その件についてはね。

愛のムチというものが、昔はありました。愛のムチというものは、お互いに、信頼関係があって、愛のムチいうものがある。ところが、信頼関係がなければ、これは体罰ですよ。

それから、社会規範の欠如出ているのはね、実は、ここの小野市なんですよ。小野市がね、生活保護適正化を条例化するというような記事があるんです。なぜか言うたらね、もらえば、すぐにギャンブルに行くとか、こんなこと許せますかというようなこと。

それから、もう一つね、孤立無業者、仕事がない。これはもう、職探しもせんと。その意欲も少ないと。そして、家族依存。それが、自立を妨げると。これは、大人になりきってないということですね。

それからね、嫌な話ですわ。出てますけども、教え子のわいせつ事件があるんですよ。教え子に対する。こんなもんは、許されるものじゃないですね。

まあ、こういうようなことが、今の事象を表わしてます。これは、私達の子ども、そして、今の親、そして、私達にも責任があることだと思えます。そういったことが、これからね、少なくなるように。

また、ちょっと付け加えますけども、この間の、パソコンの遠隔ウイルスなんかも、この片山いう、その被疑者は、勉強さえしておれば、人間関係は、どうだってもいいというようなことを述べているようです。

いろんな駄弁を発しましたけれども、幼児教育の必要性、家庭教育の必要性、これは、敏森議員も述べておられましたので、皆さん方に、二度、お耳に入ったかと思えます。これで終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、それでは、石黒永剛君の発言は終わりました。

お諮りします。後、7名の議員の質問が残っておりますが、これにて本日の日程を終了したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

これにて本日の日程は終了いたしました。次の本会議は、明 14 日、午前 10 時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦勞様でした。

午後 0 4 時 5 3 分 散会
